

# 官報

号外 昭和四十五年三月二十六日

## ○第六十三回 衆議院会議録 第十三号

昭和四十五年三月二十六日(木曜日)

午後二時開議

議事日程 第十一号

昭和四十五年三月二十六日

午後二時開議

第一 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(内閣委員長提出)

第二 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 経済及び技術協力のため必要な物品の外國政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 國際通貨基金及び國際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日程第一 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(内閣委員長提出)

日程第二 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 経済及び技術協力のため必要な物品の外國政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

議員請假の件

石田博英君、岡田利春君、川中昭二君、八百坂正君、山口敏夫君及び吉田泰造君から、海外旅行のため、三月二十九日から四月七日まで十日間請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

日程第一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題いたします。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

提出者

内閣委員長 天野 公義

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

提出者

内閣委員長 天野 公義

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十五年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
引揚者等に対する特別交付金の支給の請求の実情にかかるが、その請求期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野公義君 大だいま議題となりました引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律は、長年の懸案であった在外財産問題の最終的解決をはかるため、引き揚げ者、その遺族及び引き揚げ前死亡者の遺族に対して、特別の措置として特別交付金を支給する趣旨により昭和四十二年に制定されたものであります。

この特別交付金は、原則として本年三月三十一日まで請求しなかつた者に対しては支給しないこととなつております。大部分の方々はすでにその請求手続を終了いたしているのであります。

しかししながら、戦後二十余年を経過しております。そこで、この際、この法律制定の趣旨からしますため、請求に必要な資料の収集などの理由により、いまだ請求されない方々もあるよう考へられます。

そこで、この際、この法律制定の趣旨からしますため、請求に必要な資料の収集などの理由により、いまだ請求されない方々もあるよう考へられます。

るようその請求の期限を一年延長し、昭和四十六年三月三十一日までとともに、引き揚げ者の死亡の事実が判明した日が昭和四十三年四月二日以後である場合におけるその請求の期限についても一年延長して、それぞれの日の日から起算して三年を経過する日に改めようとするものであります。

それぞれの日の日から起算して三年を経過する年に改めようとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

[賛成者起立]

日程第二 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右  
国会に提出する。  
昭和四十五年三月九日  
内閣総理大臣 佐藤 築作  
自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

2  
自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三章の二、自動車損害賠償責任共済第四章、自動車損害賠償自家保障」(第五十四条の二、第五十四条の十)を「第四章(第五十五条、第七十条)」と

十四条」に、「第八十三条」を「第八十二条の二」に改めた。

本電信電話公社、都道府県、地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

他

の政令で定める者が政令で定める業務又は用途

のため)に改める。

第十条の二第一項中「者が運行の用に供する」を削る。

第十四条中「保険会社は」の下に「第八十二条の二に規定する場合を除き」と加える。

第十六条の二(休業による損害等に係る保険金等の限度)

第十六条の二 保険会社が被保険者に対し支払うべき保険金又は前条第一項の規定により被害者に対する支払うべき損害賠償額のうち被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の政令で定める損害に係る部分は、政令で定める額を限度とする。

第十七条第一項中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

(追加保険料)

第十九条の二 自動車の運行によって保有者及び運転者以外の者が死亡したときは、当該自動車に係る責任保険の保険契約者は、当該責任保険の契約の保険期間のうちその死亡であった日以後の期間に応じ政令で定める額の保険料(以下「追加保険料」という。)を追加して支払う義務を負う。

2 保険会社は、前項の死亡があつたことを知つたときは、連絡なく、保険契約者に対し、同項の死亡があつた旨、追加保険料の額及びその支払期限を書面により通知しなければならない。

この場合において、支払期限は、通知の書面を発する日から起算して運輸省令で定める期間を

経過した後としなければならない。

3 保険契約者は、支払期限までに追加保険料を支払わないときは、支払期限の翌日から追加保険料を支払う日までの日数に応じ延滞利息(その利率は、運輸省令で定める。)を支払わなければならぬ。

4 保険会社は、第一項の死亡に因り当該責任保険の被保険者に對して保険金を支払うべき場合において、追加保険料及び延滞利息の支払を受けないときは、追加保険料及び延滞利息に充てることとされるため、これらの額に相当する金額をそのままにしておいて、追加保険料に係る再保険料は、他の保険会社が追加保険料の支払を受けた日から起算して運輸省令で定める期間を経過する日までに政府に支払わなければならない。

5 第一項の死亡について保有者に第三条の規定による損害賠償の責任が発生しなかつたときは、当該自動車に係る責任保険の保険契約者の追加保険料の支払義務は、初めから生じなかつたものとみなす。この場合において、保険会社が返還すべきこととなる追加保険料及び延滞利息の支払として受けた給付又は支払うべきこととなる前項の規定により控除した金額には、その給付を受け、又は控除した日からの日数に応じ利息(その利率は、運輸省令で定める。)を附さなければならない。

6 第二十条の二第一項を次のように改める。

責任保険の契約の当事者は、次に掲げる場合に限り、責任保険の契約を解除することができる。  
一 当該自動車が第十条に規定する自動車となつた場合  
二 商法第六百四十四条の規定による場合  
三 当該自動車について他に責任保険の契約又はこの法律で定める自動車損害賠償責任共済の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間又は其満期の終期が当該責任保険の契約の保険期間と同一であるかその終期より遅いものである場合

四 その他運輸省令で定める場合

第二十条の二に次の二条を加える。

3 第一項(第二号に係る部分を除く。)の規定による解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

4 第四十三条の次に次の二条を加える。

(追加保険料に係る再保険料の支払)

第五十二条の二(追加保険料に係る再保険料は、

保険会社が追加保険料の支払を受けた日から起算して運輸省令で定める期間を経過する日までに政府に支払わなければならない。

6 第四十五条の見出し中「払いもどし」を「払いもどし等」に改め、同条に次の二条を加える。

7 政府は、保険会社が、第十九条の二第五項前段に規定する事由により、利息を附して、追加保険料及び延滞利息の支払として受けた給付を返還し、又は同条第四項の規定により控除した金額を支払ったときは、保険会社に對して追加保険料に係る再保険料の支払として受けた給付及び次条第二項の規定により納付を受けた金額に保険会社が支払った利息の百分の六十に相当する金額を附して返還するものとする。

8 第四十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二条を加える。

9 第二条の二第三項の規定によ

り延滞利息の支払を受けたときは、支払を受けた金額の百分の六十を政府に納付しなければならぬ。

10 第五十二条第二項中「前条第二項」の下に「(第五十六条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

11 第五十四条を次のように改める。

12 第五十四条の五の見出し中「規定」を「規定等」に改め、同条中「第十九条まで」を「第十九条の二まで」に改め、「共済掛金」との下に「(追加保険料)」とあるのは「追加共済掛金」と、第十九条の二中「前条第一項」とあるのは「第五十四条の五第一項において準用する第十六条第一項」とを加え、「前条第一項」を「第十六条第一項」





第一条中「自動車損害賠償責任再保険事業」の下に「、自動車損害賠償責任共済保険事業」を加える。

第四条第一項を次のように改める。

保険勘定においては、法第四十条の規定による再保険の再保険料及び法第五十五条の規定による保険の保険料（以下「再保険料等」という。）、法第四十六条（法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納付金、借入金並びに附属収入をもつてその歳入とし、法第四十条の規定による再保険の再保険金及び法第五十五条の規定による保険の保険金（以下「再保険金等」という。）、法第四十五条（法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による再保険料等の払い戻し金及び返還金、借入金の償還金及び利息、一時借入金の利息、保障勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。

第四条第二項中「再保険料」を「再保険料等」に改める。

第六条中「第五十条」の下に「（法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）」を、「自動車損害賠償責任再保険事業」の下に「、自動車損害賠償責任共済保険事業」を加える。

第十五条第二項中「再保険料」を「、再保險料等」に改め、「第四十六条」の下に「（法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「再保険金等並びに法第四十五条（法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による再保険料等の払い戻し金及び返還金」に改める。

自動車損害賠償保険制度の改善を図るため、自動車損害賠償自家保障の制度を廃止し、自動車損害賠償責任保険の付保を要しない自動車の範囲を縮小とともに、自動車損害賠償責任共済の契約

約による共済責任等を政府が保険することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

輸委員長福井勇君。〔報告書は本号末尾に掲載〕

○福井勇君登壇〕

〔福井勇君登壇〕

○福井勇君 大だいま議題となりました自動車損害賠償保険法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車数の激増に伴い、自動車事故による被害者も年々増加の一途をたどっており、また、自動車損害賠償保険制度発足以来の社会情勢の変化にかんがみ、本制度の改善をはからうとするものであります。そのお内容は、

第一に、自家保障制度を廃止するとともに、国との他の適用除外の範囲を縮小する。

第二に、休業による損害にかかる保険金等の支払いについて、限度を設けることができるることとする。

第三に、自動車の運行によって他人を死亡させたときは、保険契約者に追加保険料を支払う義務を負わせることとする。

第四に、農業協同組合等が行なう責任共済の事業によって負う共済責任の六割を政府が保険することとする。

第五に、一両の自動車について重複する二以上

の責任保険の契約が締結されている場合であっても、支払われる保険金は一契約分と同様とする。

理由

自動車損害賠償保険制度の改善を図るために、自動車損害賠償自家保障の制度を廃止し、自動車損害賠償責任保険の付保を要しない自動車の範囲を縮小とともに、自動車損害賠償責任共済の契約

にわたり質疑を行ない、なお、参考人の意見を開く等、慎重審議を行ないましたが、その内容は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

三月二十四日、質疑を終了し、討論の申し出もありません。なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案による附帯決議が付されました。

三月二十四日、質疑を終了し、討論の申し出も

あります。なお、本案は全会一致をもつて原案とのおり可決すべきものと議決した次第であります。

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政策等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

右  
昭和四十五年二月二十六日  
内閣総理大臣 佐藤 葦作

国会に提出する。

昭和四十五年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 葦作

○議長（船田中君）採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり可決いたしました。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（船田中君）御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政策等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案

右  
昭和四十五年二月二十六日  
内閣総理大臣 佐藤 葦作

○議長（船田中君）おはかりいたします。  
日程第三は、これをおと回しとすることに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（船田中君）御異議なしと認めます。よつて、日程第三はあと回しといたします。

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政策等に対する譲与等に関する法律（昭和三十五年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。  
題名中「物品」を「物品等」に改める。  
本則中「物品」の下に「、船舶、建物その他政令で定める財産」を加え、「又は国際連合」を「、国際連合」に改め、「専門機関」の下に「又は政令で定めるその他の国際機関」を加える。  
この法律は、公布の日から施行する。

理由

開発途上にある外国の政府等に対する経済及び技術協力を効果的に実施するため、政府が譲与等をすることができるものとして、物品のほか、船舶、建物等を追加することともに、その譲与等をすることができる国際機関の範囲を拡張する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。  
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

○議長（船田中君）日程第四、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政策等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右  
昭和四十五年二月二十六日  
内閣総理大臣 佐藤 葦作

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出）

本件は、去る三月九日当委員会に付託され、翌十日運輸大臣から提案理由の説明を聽取し、三回

国会に提出する。

昭和四十五年二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

官 報 (号 外)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二条を加える。

4 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号)の施行の日に

おける基準外國為替相場で換算した本邦通貨の金額が一千七百十億円又は九百一億四千四百万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

第五条の見出しを「(証券による基金への出資)」に改め同条第一項中「及び銀行を割り、「国債」を「基金通貨代用証券(国際通貨基金協定第三条第五項の規定に基づき、本邦通貨に代えて基金に交付する国債(日本銀行が買い取つたものを含む。)をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「政府は」の下に「、外國為替資金特別会計の負担において」を加え、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同条第三項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同条第四項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、「又は銀行」を削り、同条第五項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、第六条の見出し中「基金等」を「基金」に、「国

債」を「証券」に改め、同条中「又は銀行」を削り、「国債」を「基金通貨代用証券」に改める。

第七条の見出しを「(基金に出資した証券の買取)」に改め、同条第一項を次のように改める。

政府は、第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券につき償還の請求を受けた場合において、当該償還の請求を受けた時

に基金の保有する本邦通貨及び基金通貨代用証券(償還の請求を受けたものを除く。)の額の合計額が第三条の規定により基金に出資した本邦通貨及び第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券の額の合計額に満たないときは、日本銀行に対し、その差額に相当する金額の範囲内において、当該償還の請求を受けた基金通貨代用証券の全部又は一部を基金から買い取ることを命ずることができる。

第七条第三項中「当該国債」を「当該基金通貨代用証券」に改め、「第一項」の下に又は第二項」を加え、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により日本銀行が買い取つた基金通貨代用証券(これを借り換えたものを含む。)を償還するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金を買取ることを命ずることができる。

第三条中「基金に対しては、」の下に「外國為替資金特別会計の負担において」を、「銀行に対しては、」の下に「一般会計の負担において」を加える。

第五条の見出しを「(証券による基金への出資)」に改め同条第一項中「及び銀行を割り、「国債」を「基金通貨代用証券(国際通貨基金協定第三条第五項の規定に基づき、本邦通貨に代えて基金に交付する国債(日本銀行が買い取つたものを含む。)をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「政府は」の下に「、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金を買取ることを命ずることができる。

第八条の見出し中「国債」を「証券」に改め、同条中「発行する国債」を「発行する基金通貨代用証券」に改め、「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「買取つた国債」を「買取つたもの」と読み替える。

第九条を削り、第十条中「発行する国債」を「発行する基金通貨代用証券」に改め、「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「買取つたもの」と読み替える。

第十一条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「行う」を「行なう」に、「買入」を「買入れ」に改め、同条第二項中「ほか」の下に「、外國為替資金特別会計の負担において」を加え、「行なう」を「行ない、並びに日本銀行が買取つたものを含む。次項において同じ。」に改め、同条第一項第一号」に、「買入」を「買入れ」に改め、同条第一項第一号」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」に、「国債」を「証券」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」を「第十一条の見出し中「国債」を「証券」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」を「第十一条の見出し中「国債」を「証券」に改め、同条第一項第一号」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」を「行なう」に、「国債」を「基

(国債による銀行への出資等)

第十条 政府は、第三条の規定により銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

第七条の見出しを「(基金に出資した証券の買取)」に改め、同条第一項を次のように改める。

政府は、第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券につき償還の請求を受けた場合において、当該償還の請求を受けた時

に基金の保有する本邦通貨及び基金通貨代用証券(償還の請求を受けたものを除く。)の額の合計額が第三条の規定により基金に出資した本邦通貨及び第五条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券の額の合計額に満たないときは、日本銀行に対し、その差額に相当する金額の範囲内において、当該償還の請求を受けた基金通貨代用証券の全部又は一部を基金から買い取ることを命ずることができる。

第七条第三項中「当該国債」を「当該基金通貨代用証券」に改め、「第一項」の下に又は第二項」を加え、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により日本銀行が買取つた基金通貨代用証券(これを借り換えたものを含む。)を償還するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金を買取ることを命ずることができる。

第三条中「基金に対しては、」の下に「外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金を買取ることを命ずることができる。

第八条の見出し中「国債」を「証券」に改め、同条中「発行する国債」を「発行する基金通貨代用証券」に改め、「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「買取つた国債」を「買取つたもの」と読み替える。

第九条を削り、第十条中「発行する国債」を「発行する基金通貨代用証券」に改め、「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「買取つたもの」と読み替える。

第十一条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「行う」を「行なう」に、「買入」を「買入れ」に改め、同条第二項中「ほか」の下に「、外國為替資金特別会計の負担において」を加え、「行なう」を「行ない、並びに日本銀行が買取つたものを含む。次項において同じ。」に改め、同条第一項第一号」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」に、「国債」を「証券」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」を「第十一条の見出し中「国債」を「証券」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」を「第十一条の見出し中「国債」を「証券」に改め、同条第一項第一号」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」を「行なう」に、「国債」を「基

2 前項の規定により本邦通貨を取得した場合において、第七条第一項又は第二項(これらに関する規定を第四項及び第十三条第七項において準用する場合を含む。)の規定により日本銀行が買取った基金通貨代用証券(以下この項において「買取証券」という。)があるときは、政府は、直ちに当該取得のため基金に引き渡した基金通貨代用証券の額(その額が当該買取証券の額より多いときは、当該買取証券の額)に相当する額について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは、「第十条第四項」と、「基金」とあるのは、「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは、「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは、「銀行」と読み替えるものとする。

第七条第三項から第五項まで、第八条及び第九条の規定により発行する基金通貨代用証券について、それぞれ規定により発行する国債について、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは、「第十条第四項」と、「基金」とあるのは、「銀行」とあるのは、「第十条の二」と読み替えるものとする。

3 第二項の規定により本邦通貨を取得するため、政府は、外國為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券について、それぞれ規定により発行することができる。

第七条第三項から第五項まで、第八条及び第九条の規定は、前項の規定により発行する基金通貨代用証券について、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による取得のため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、それぞれ規定により発行することができる。

4 第五条第三項から第五項まで、第八条及び第九条の規定は、前項の規定により発行する基金通貨代用証券について、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による取得のため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、それぞれ規定により発行することができる。

5 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により日本銀行が買取つた国債について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第十条第四項」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののか、第二項の規定により発行する国債(第四項の規定により日本銀行が買取つたものを含む。次項において同じ。)に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

7 第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計第二条第二項の規定の適用について、國債のみなさい。

第十条の二 政府は、外國為替資金特別会計の負担において、基金通貨代用証券により基金の保有する本邦通貨を取得することができる。

第十一条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「行う」を「行なう」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」を「行ない、並びに日本銀行が買取つたものを含む。次項において同じ。」に改め、「行なう」に、「国債」を「証券」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」を「行なう」に、「国債」を「基

債」を「証券」に改め、「又は銀行」を削り、同条第五項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改める。

第六条の見出し中「基金等」を「基金」に、「国

債」を「証券」に改め、「又は銀行」を削り、同条第五項中「国債」を「基金通貨代用証券」に改める。

第九条を削り、第十条中「発行する国債」を「発行する基金通貨代用証券」に改め、「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「買取つた国債」を「買取つたもの」と読み替える。

第十一条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「行う」を「行なう」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」を「行ない、並びに日本銀行が買取つたものを含む。次項において同じ。」に改め、「行なう」に、「国債」を「証券」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」に、「買入」を「買入れ」に改め、「行なう」を「行なう」に、「国債」を「基

及び第七条の規定は、第一項の規定による買入れのため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、「それぞれ」に、「第十二条第二項」を「第十三条第七項において準用する第七条第一項の命令に従い買取る場合及び第十三条第三項」に、「行う」を「行なら」に改め、「基金又は銀行」とあるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から前条第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債」とあるのは「基金から第十二条第一項の規定による買入のため基金に引き渡した国債」とあるのは「基金」と、「第十二条第二項」を「第十三条」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「国債」を「基金通貨代用証券」に、「基き」を「基づき」に、「買入」を「買入れ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「買入を行なう」を「買入れを行なう」に、「国債」を「基金通貨代用証券」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 政府は、前項の規定により基金通貨代用証券の買いもどしを行なつたときは、直ちに、これを消却しなければならない。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に、「買入を行なつた」を「買入れを行なつた」に、「国債」を「基金通貨代用証券」に、「行う」を「行なら」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 第十条の二第二項の規定は、前項の規定により買入れを行なつた場合について準用する。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、同条の前に次の二項を加える。

(日本銀行における基金貸付債権の取扱い)

第十二条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかるはず、前条第二項の譲渡し及び譲受けに係る取引を行なうことができる。

2 日本銀行は、日本銀行法第三十二条第二項及び第四項の規定にかかわらず、その保有する第一条第二項に規定する債権を同法第三十二条第一

項の保証に充てることができる。

3 前項の場合には、日本銀行は、同項の保証のため基金に引き渡した基金通貨代用証券について、「それぞれ」に、「第十二条第二項」を「第十三条第七項において準用する法律(以下「改正後の加盟措置法」という。)の規定により出資し、発行し、日本銀行が買い取った国債は、それぞれ改めて、「行う」を「行なら」に改める。

第十四条中「これに代るべき」を「基金通貨代用証券及び」に、「以下」を「以下この条において」に改め、「(昭和十七年法律第六十七号)」を削り、「行う」を「行なら」に改める。

第十六条中「国際通貨基金及び国際復興開発銀  
行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十九号)の施行の日における」を削り、同条に次の二項を加える。

2 政府は、国際通貨基金協定の円滑な履行を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定によるもののほか、外國為替資金特別会計の負担において、特別引出権の配分を受け入れることができる。

第十八条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 第十二条第二項及び第三項の規定は、日本銀行の保有する特別引出権について準用する。

第十九条を第二十条とし、同条の前に次の二項を加える。

(理事の任命)

第十九条 国際通貨基金協定第十二条第三項又は国際復興開発銀行協定第五条第四項の規定による基金又は銀行の理事の任命は、内閣が行なう。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(以下「改正後の加盟措置法」という。)の規定により国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を支給する。

第九条中「円貨代り金」との下に、「国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を含み」を、「利益を除く。以下同じ。」の下に、「第十二条の二の規定による一般会計からの繰入金」を加え、「第十四条第二項の規定による一般会計からの補てん金及び」を並びに、「及び融通証券の利子、融通証券を、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券」に改める。

第十二条の次に次の二項を加える。

(一般会計からの繰入れ)

第十二条の二 政府は、この会計の収入支出の状況により必要があると認めるときは、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

第十三条中「収益金」の下に、「前条の規定による一般会計からの繰入金」を加え、「及び融通証券の利子、融通証券を、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券」に改める。

第十四条第三項中「第五条第三項から第五項まで(國債の發行条件)及び第六条から第十一条まで(國債の償還、國債整理基金特別会計への繰入れ等)」を「第十一条第三項から第七項まで(國債の發行条件、償還等)」に、「同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項」を「同条第三項及び第八項」に改め、「基金又は」を削る。

第十五条第二項を削る。

8 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案外一案

昭和四十五年三月二十六日 衆議院会議録第十三号 経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 ガス

法律(昭和四十一年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五条第三項から第五項まで(国債の発行条件、償還等)」に、「同法第五条第四項、第六条及び第七条第一項」を「同条第三項及び第四項」に改め、「基金又は」及び「同法第六条及び第七条第一項中」を削る。

#### 理由

国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなるに伴い、出資額に関する規定を改めるとともに、国際通貨基金に対する出資を外為替資金特別会計の負担において行なうこととする等の措置を講じ、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利松平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔毛利松平君登壇〕

○毛利松平君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、経済及び技術協力のため必要な物品の外國政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、経済及び技術協力を効果的に実施するため、物品のほかに船舶、建物等についても譲与等ができることとともに、相手方にについても、外国政府とその機関、国際連合とその専門機関のほかに、一定の国際機関に対しまして

も譲与等ができるものとするものであります。

本案につきましては、去る三月二十四日質疑を終了し、二十五日採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決いたしました。

なお、本案に対しましては、長期的視野に立つて経済及び技術協力を推進するとともに、あわせて譲与等を行なうことができる物品等の範囲の拡大につとめることなど、三項目にわたり多數をもつて附帯決議を付することに決しました。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、次の諸点について改正を行なうとするものであります。

すなわち、

まず第一に、政府は、国際通貨基金に対しては四億七千五百萬ドル、国際復興開発銀行に対しては二億五千四百万ドルの追加出資をすること。

第二に、政府は、基金に対し外為会計の負担において出資することができるること。

第三に、政府は、基金に投資するため、外為会計の負担において基金通貨代用証券を発行することができ、また、基金よりその償還の請求を受けたときは、日本銀行に買取りを命ずること。

本邦通貨を取得することができるること。

第四に、大蔵大臣は、外為会計の負担において、日本銀行に対し基金に対する貸し付けにかかる債権を譲り渡し、また、これを日本銀行から譲り受けることができること。

その他、外為替資金特別会計法等について、所要の規定の整備を行なうこととしております。

本案につきましては、去る三月二十四日質疑を終了し、二十五日採決いたしましたところ、多數をもつて原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま

す。両案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 日程第三 ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

ガス事業法の一部を改正する法律

右 国会に提出する。  
昭和四十五年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤栄作

ガス事業法の一部を改正する法律案  
ガス事業法(昭和二十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

○議長(船田中君) 先ほどあと回しといたしました日程第三のガス事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま

す。両案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま

す。両案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、両案とも

日程中 第二章 事業の許可(第三条・第十五条)  
供給(第二十六条・第二十七条)を

第三節 会計(第二十八条・第二十九条)を  
第四章 保安(第二十八条・第二十九条)を

第二款 保安(第二十八条・第二十七条)

第三章 簡易ガス事業(第三十七条の二・第二十七章)を

第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業

ガス用品

第五章 檢定等(第三十九条の二・第三十

第六節 製造事業者の登録(及びガス用品の

指定検定機関(第三十九条の十五))

の二 第二十七条の六)  
三十七条の七)  
(第三十八条・第三十九条)

九条の六)(  
第三十九条の七—第三十九条の十四)

第三十九条の十六)

に改める。

第一条中「ガスの製造及び供給に伴う危険を防

止するを」を「ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制する」に改める。

第二条第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に「需用」を「需要」に改め「供給する事業の下に

「第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く」を加え、同条第二項を同条第七項とし、同

条第一項の次に次の五項を加える。

この法律において「一般ガス事業者」とは、次

条の許可を受けた者をいう。

この法律において「簡易ガス事業者」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備(以下「特定ガス発生設備」という)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事

業であつて、一の団地内におけるガスの供給地

点の数が七十以上のものをいう。

この法律において「簡易ガス事業者」とは、第三十七条の二の許可を受けた者をいう。

この法律において「ガス事業」とは、一般ガス事業及び簡易ガス事業をいう。

この法律において「ガス事業者」とは、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者をいう。

第二章に次の二項を加える。

第一章 一般ガス事業

第二章 中 第三條の前に次の節名を附する。

第一節 第三條の許可

第三条中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め

る。

第四条第一項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項第一号中「氏名及び住所」を「氏名」に改め、同項第二号中「供給区域」の下に「並びに供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地點であつて一の団地内にあるものの總体をいう。以下同じ。）」とに供給地點及びその数」を加え、同項第三号を次のように改める。

### 三 ガス工作物に關する次の事項

イ ガス發生設備及びガスホールダーにあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力の數

ロ 通商産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力別

四 ガス工作物に關する次の事項

イ ガス發生設備及びガスホールダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別

### 二 一般ガス事業者による供給地點を減少する場合の供給地點を減少する」と改める。

第八条第三項中「供給区域」の下に「又は供給地點」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項

第六条第一項中「ガス事業」を「第三条」に改め、同條第二項中「左に掲げる」を「次の」に改め、同項第三号中「供給区域」の下に「並びに供給地點群」と供給地點及びその数」を加え、同項第四号を

次のように改める。

四 ガス工作物に關する次の事項

イ ガス發生設備及びガスホールダーにあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力の數

ロ 第四条第一項第三号の通商産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

### 四 ガス工作物に關する次の事項

イ ガス發生設備及びガスホールダーにあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力の數

ロ 第七条の見出し中「設備をガス工作物に改める、同條第一項中「第三条の許可を受けた者（以下「ガス事業者」といふ。）」を「一般ガス事業者」に、「三年以上三年以下」を「三年以内」に改め、「期間」の下に「（新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、前条第二項第四号のガス工作物を設置する場合であつて、その設置に特に長期間を要する」と認められるときは、通商産業大臣が指定するガス事業者」という。」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第二項中「ガス事業者」に、「若しくは一部において」を「若しくは一部において又はその供給地點について」に改め、同條第四号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「経理的基礎」の下に「及び技術的能力」を加え、同條第五号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「かつ」に改め、同号を同條第七号とし、同條第四号の次に次の二号を加える。

五 その一般ガス事業の計画の実施が確実であること。

六 特定ガス発生設備に係るものにあつては、当該特定ガス発生設備によるガスの供給が円滑に実施される見込みがあり、かつ、その供給地點につき、特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりすみやかにガスの供給を行なうべき確実な計画を有するものであること。

二 一般ガス事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十条の見出し中「譲渡及び譲受」を「譲渡及び譲受け」に改め、同條第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十一條第一項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「譲渡」を「譲渡し」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第三項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第四項中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「且つ」を「かつ」に改め、「期間」の下に「（新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、前条第二項第四号のガス工作物を設置する場合であつて、その設置に特に長期間を要する」と認められるときは、通商産業大臣が指定するガス事業者」という。」を「一般ガス事業者」に改め、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「若しくは一部において」を「若しくは一部において又はその供給地點について」に改め、同條第四号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「経理的基礎」の下に「及び技術的能力」を加え、同條第五号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、「かつ」に改め、同号を同條第七号とし、同條第四号の次に次の二号を加える。

五 その一般ガス事業の計画の実施が確実であること。

六 特定ガス発生設備に係るものにあつては、当該特定ガス発生設備によるガスの供給が円滑に実施される見込みがあり、かつ、その供給地點につき、特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりすみやかにガスの供給を行なうべき確実な計画を有するものであること。

つて」を「行なつて」に、「減少する」を「減少し」、又はその供給地點を減少する」と改める。

第三章 供給を削り、第十六條の前に次の節名を附する。

### 第二節 業務

第十六條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域」の下に「又は供給地點」を加え、同條第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第三項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、「地域」の下に「又は供給地點」を加え、同條第四号中「取扱」を「取扱い」に改める。

第十八條第一項及び第十九條中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第十七條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第二項中「左の」を「次の」に改め、同條第三項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條第四号中「取扱」を「取扱い」に改める。

第十九條第一項及び第二十條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第二十一條中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十二條中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「政令で定める方法」を「通商産業省令で定めるところ」に、「熱量及び圧力」を「熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）」に改める。

第二十二條中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同條に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各

項に適合していると認めるときでなければ、同二項の認可をしてはならない。

二 ガスの供給を受ける一般ガス事業者のガスの料金その他の供給条件を適正にするものであること。

第二十三條第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「第八条第二項」を「第八条第四項」に改め、「供給区域」の下に「若しくは供給地點」を加え、同條第三項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「供給区域の一部」の下に「又は供給地點」を加え、「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「行

<p>官報(号外)</p> <p>ス事業者」に、「需用」を「需要」に改め、「場合」の下に「及び前項第一項の認可に係る契約により供給する場合」を加え、同項第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同項第二号中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「行われる」を「行なわれる」に改めるに、「行う」を「行なう」に、「且つ」を「かつ」に改める。</p> <p>第二十四条第一項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。</p> <p>第二十五条第一項の認可に係るガスの料金その他の供給条件により供給するに、「ガス事業者」の供給計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>一般ガス事業者は、ガスの供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>一般ガス事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、ガスの供給計画のうち通商産業省令で定める事項を営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。</p> <p>通商産業大臣は、ガスの供給計画の変更が公共の利益の増進を図るために必要であると認めたときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>通商産業大臣は、一般ガス事業者がそのガス</p>	
<p>の供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。(業務の方法の改善命令)</p>	
<p>第二十五条の三 通商産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわないと、一般ガス事業者が第四十条の二第二項の規定による調査若しくは同条第三項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他そのガスの供給の業務の方法が適切でないため、ガスの使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その供給の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(供給区域の調整等の勧告)</p> <p>第二十五条の四 通商産業大臣は、二以上の一般ガス事業者間ににおいて、その供給区域を調整し、又はその事業を一体として経営することが、公共の利益の増進を図るために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、その旨を勧告することができる。</p> <p>「第四章 会計」を削り、第二十六条の前に次の節名を附する。</p> <p>第三節 会計</p>	
<p>第三条 会計</p> <p>第二十六条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。</p> <p>第二十七条中「ガス事業」を「一般ガス事業」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、「対し」の下に「一般ガス事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき」を加え、「固定資産の供給計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>「第五章 保安」を削り、第二十八条の前に次の節名、一款及び款名を加える。</p> <p>第四節 ガス工作物</p>	
<p>(工事計画)</p> <p>第二十七条の二 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものを行うにあつて、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事のうちするときは、その工事の計画について通商産業省令で定める軽微なる工事をとしてするときは、この限りでない。</p> <p>2 一般ガス事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可を受けなければならない。</p> <p>1 第三条又は第八条第一項の許可を受けたところ(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたもの)によるものであること。</p> <p>2 そのガス工作物が第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。</p> <p>3 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。</p> <p>4 一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 一般ガス事業者は、第二項ただし書の場合には、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 第二十七条の四 第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をするガス工作物は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣が行なう検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検査においては、そのガス工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。</p> <p>1 その工事が第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の各号に適合しているときは、合規とする)。</p> <p>2 その工事が第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の各号に適合しているときは、合規とする)に従つて行なわれたものであることを。</p> <p>2 第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。</p> <p>2 第二十七条の五 通商産業大臣は、前条第一項に規定するガス工作物について同項の検査を行なつた場合においてやむを得ない必要があると認めたときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合規とすることができる。</p> <p>2 前項の規定により仮合規とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかるわざ、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定によ</p>	

い。

## (定期検査)

第二十七条の六 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。

## 第二款 保安

第二十八条の見出し中「維持」を「維持等」に改め、同条第一項中「ガス事業者は、」を「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供する」に、「保安上」を「技術上」に改め、同条第二項中「通商産業大臣は、」の下に「一般ガス事業の用に供する」を、「前項の」の下に「通商産業省令で定める」を加え、「保安上」を「技術上」に、「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「又は移転すべき」とを命ずる」を、「若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は灾害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

第二十九条中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改める。

第三十条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(保安規程)

第三十条 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用にかかる保安を確保するため、通商産業省令で定めることにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に

届け出なければならない。

## 2 通商産業大臣は、一般ガス事業の用に供する

ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

## 4 一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならぬ。

第三十一条を削り、第三十二条第一項中「ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)」に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより」に、「ガスの製造及び供給の作業に関する」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に、「又は移転すべき」とを命ずる」を、「若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限する」に改め、同条に次の二項を加える。

## 5 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 6 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 7 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 8 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 9 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 10 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 11 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 12 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 13 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 14 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 15 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 16 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 17 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 18 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 19 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 20 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 21 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 22 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 23 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 24 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 25 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 26 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 27 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 28 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

## 29 一般ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)に、通商産業省令で定める区分に従い」を「一般ガス事業者の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガス事業者」を「一般ガス事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

する。

## 第三十五条の二第二項中「ガスの製造及び供給の作業」を「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十六条第一項中「行わなければ」を「行なわなければ」に改め、同条第二項中「ガスの製造又は供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用」に改める。

第三十七条第一項中「基づく」を「基づく」に、「行わせる」を「行なわせる」に、「ガスの製造及び供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条第二項中「ガスの製造及び供給の作業」を「一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する」に改め、同条を第三十七条とする。

## 第三章 簡易ガス事業

## (事業の許可)

## 第三十七条の二 簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ことに、通商産業局長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十七条の三 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

## 二 供給地点及びその数

三 ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び通商産業省令で定めるその附屬設備(以下「特定ガス工作物」という。)の位置、構造及び能力別の数

## 2 前項の申請書には、供給地点の図面その他通商産業省令で定めるその附屬設備(以下「特定ガス工作物」という。)の位置、構造及び能力別の数

三十七條の四 通商産業局長は、第三十七条の四の許可の申請が次の各号に適合していると認めることでなければ、同条の許可をしてはならない。

## (許可の基準)

## 2 一般ガス事業の開始が一般の需要に適合すること。

## (許可証)

## 2 その簡易ガス事業の特定ガス発生設備の能力がその供給地点におけるガスの需要に応ずること。

## 3 内にあるものにあつては、その簡易ガス事業の開始によつてその一般ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある地域についてその一般ガス事業者の適切かつ確実なガスの供給計画がある場合には、その簡易ガス事業の開始により、当該地域におけるガスの使用者の当該供給計画の実施によつて受けられるべき利益が阻害されないこと。

## 4 その簡易ガス事業の開始によつてその供給地點についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

## 5 その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経営的基礎及び技術的能力があること。

## 6 その簡易ガス事業の特定ガス工作物が第三十七条の七第一項において準用する第二十一条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

## 7 その簡易ガス事業の計画の実施が確実であること。

## 8 その簡易ガス事業の開始が公益上必要であることを認めること。

## 9 かつ、適切であること。

## 10 ガス事業局長は、第三十七条の二の規定による処分であつて一般ガス事業者の供給区域に係るものをする場合は、前項第三号又は第四号の規定の適用(同号の規定の適用にあつては、一般ガス事業と簡易ガス事業との間における事業活動の調整を要する場合に限る。)について地方ガス事業調整協議会の意見をきかなければならない。

## 11 の許可をしたときは、許可証を交付する。

## 12 第三十七条の五 通商産業局長は、簡易ガス事業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給地点及びその數

四 特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

#### (供給義務)

第三十七条の六 簡易ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給地点におけるガスの供給を拒んではならない。

2 簡易ガス事業者は、この法律又は他の法律の規定による許可を受け、その許可を受けたところによつてする場合を除き、その供給地点以外の地点において、一般の需要に応じ導管によりガスを供給してはならない。

#### (準用)

第三十七条の七 第七条から第十二条まで、第十三条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十五条の三、第二十六条、第二十七条、第三十一条及び第三十七条の規定は、簡易ガス事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、第八条第三項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第三十七条の四」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の四の規定は、簡易ガス事業の用に供する特定ガス工作物に準用する。この場合において、同条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」と、同条第二項第一号中「第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものと含む。)」とあるのは「第三十七条の二又は第三十七条の七第一項において準用する第八条第一項の許可を受けたところ(第三十七条の七第一項において準用する第八条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものと含む。)」と読

み替えるものとする。

3 第三十条及び第三十六条第二項の規定は、簡易ガス事業者に關し準用する。この場合において、第三十条中「通商産業大臣」とあるのは、「通商産業局長」と読み替えるものとする。

第四章 ガス事業以外のガスの供給等の事業

#### (業)

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 第二十七条の三、第二十八条第一項及び第二項、第三十一条、第三十六条第二項並びに第三十七条の規定は、政令で定めるところにより、ガスを供給する事業(ガス事業を除く。)又は自ら製造したガスを使用する事業(これららの事業について鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高压ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取り扱いの適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)以下「液化石油ガス法」という。)の適用を受ける場合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。)を行なう者(以下「準用事業者」という。)に準用する。この場合において、第二十七条の三第一項中「前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のもの」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」と、同条第二項中「前条第三項各号」とあるのは「第二十七条の二第三項第二号」と読み替えるものとする。

第三十九条の見出し中「ガス事業者以外の者」を削り、同条中「ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行う者」を「準用事業者」に改め、同条の次に次の二章を加える。

#### 第五章 ガス用品

##### (定義)

##### 第一節 檢定等

第三十九条の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等(液化石油ガス法

第三十九条の二 とは、主として一般消費者等(液化石油ガス法

第二条第二項に規定する一般消費者等をいう。)がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料(同条第四項に規定する機械、器具又は材料を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

わしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及びガス用品の型式等

第三十九条の七 ガス用品の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定めるガス用品の製造の事業の区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

#### (登録)

第三十九条の八 前条の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)は、製造しようとするガス用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 通商産業大臣は、前項の承認を受けたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

#### (指定検定機関の試験)

第三十九条の九 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式のガス用品については、指定検定機関が行なう試験を受けることができる。

#### (承認の有効期間)

第三十九条の十 第三十九条の八第一項の承認は、三年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

#### (合格及び表示)

第三十九条の五 通商産業大臣又は指定検定機関は、前条の申請に係るガス用品について通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものとし、これに通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならない。

#### (表示の制限)

第三十九条の六 何人も、前条又は第三十九条の十二の規定により表示を附する場合を除くほか、ガス用品にこれらの表示又はこれらと紛ら

2 前項の登録製造事業者は、通商産業省令で定める

第三十九条の十二 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式のガス用品を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附すことができる。

(表示の禁止)

第三十九条の十三 通商産業大臣は、第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造したガス用品であつて、当該承認に係るもの(第三十九条の一第一項たゞし書の適用を受けて製造されたものを除く。)が第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前条の規定による表示を附することを禁止することができるとがである。

(準用等)

第三十九条の十四 液化石油ガス法第四十三条第二項及び第三項、第四十四条から第四十七条まで、第五十三条、第五十五条並びに第五十七条の規定は、ガス用品の製造事業者の登録に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「前項」とあり、同法第四十四条中「前条第一項」とあり、同法第四十五条及び第四十六条と第五十七条中「前条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同条第一号中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同条第二号中「第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の七」と、同法第四十四条第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

2 液化石油ガス法第四十八条から第五十二条まで、第五十四条、第五十六条、第六十条第二項並びに第六十五条の規定は、登録製

めることにより、その製造に係る同項のガス用品(同項たゞし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第三十九条の十二 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式のガス用品を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附すことができる。

(表示の禁止)

第三十九条の十三 通商産業大臣は、第三十九条の九」と、同条第一号中「第三十九条の九」とあるのは「ガス事業法第三十九条の三」と、

「第四十二条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の六」と、同条第三号中「第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三」と、同法第六十条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同条第一号中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同法第六十五条第二号中「第六十二条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同条第一号中「第三十九条の三」と、

「第四十二条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の六」と、同条第三号中「第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三」と、同法第六十条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同条第一号中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同法第六十五条第二号中「第六十二条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三」と、同条第一号中「第三十九条の三」と、

「第四十二条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の六」と、同条第三号中「第六十四条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三」と、同法第六十条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同条第一号中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同法第六十五条第二号中「第六十二条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三」と、同条第一号中「第三十九条の三」と、

「前項において準用する液化石油ガス法第六十六条の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき。

二 前項において準用する液化石油ガス法第六十七条の規定により承認を取り消したとき。

三 第三節 指定検定機関

(指定)

第三十九条の十五 第三十九条の三の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第三十九条の九の試験(以下「検定等」という。)を行なおうとする者の申請により行なう。

通商産業大臣は、第三十九条の三の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

2 通商産業大臣は、第三十九条の三の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

3 液化石油ガス法第五十八条第二項及び第三項、第五十九条、第六十六条並びに第六十七条の規定は、ガス用品の型式の承認に準用する。

この場合において、同法第五十八条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあり、同法第六十六条及び第六十七条中「前条第一項」とあり、同法第六十六条第一項と第六十七条第一項中「第六十条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の八第一項」とあり、同法第五十八条第一項と第六十六条第一項中「第六十条第一項」とあり、同法第五十九条中「前条第一項」とあり、同法第六十六条及び第六十七条中「第五十八条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の八第一項」とあり、同法第六十六条第一項と第六十七条第一項中「第六十条第一項」とあり、同法第五十九条第一号中「第四十一条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の九」と、同条第一号中「第六十四条」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

3 液化石油ガス法第七十六条から第七十八条までの規定は、指定検定機関の役員又は職員に準用する。この場合において、同法第七十七条中「第六十条第一項」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

4 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項において準用する液化石油ガス法第七十二条の規定による届出があつたとき。

二 第一項において準用する液化石油ガス法第七十四条の許可をしたとき。

三 第一項において準用する液化石油ガス法第八十条第一項における届出をしたとき。

四 第一項において準用する液化石油ガス法第八十条第一項における届出をしたとき。

5 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する事項を記載し、これを

「承認」に改め、同条第二項中「若しくは認可」を「認可若しくは承認」に、「且つ、当該ガス事業者その他の者」を「かつ、当該許可、認可又は承認を受ける者」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(消費機器に関する周知及び調査)

第四十条の二 ガス事業者は、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(以下「消費機器」という。)を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関する必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

4 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項において準用する液化石油ガス法第七十二条の規定による届出があつたとき。

二 第一項において準用する液化石油ガス法第七十四条の許可をしたとき。

三 第一項において準用する液化石油ガス法第八十条第一項における届出をしたとき。

四 第一項において準用する液化石油ガス法第八十条第一項における届出をしたとき。

5 ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する事項を記載し、これを

保存しなければならない。

(基準適合命令)

第四十条の三 通商産業大臣は、消費機器が前条第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するよう消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(地方ガス事業調整協議会)

第四十条の四 通商産業局に、地方ガス事業調整協議会を置く。

2 地方ガス事業調整協議会(以下「協議会」といふ。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業局長の諮問に応じてガス事業の開始に係る紛争の処理その他のガス事業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と

認める事項を通商産業局長に建議する。

(ガス事業法の一部を改正する法律案)

第四十条の五 協議会は、委員七人以内で組織す

る。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

(ガス工作物検査官)

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が

欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ガス工作物検査官)

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審

議が終了したときは、解任されるものとする。

(ガス工作物検査官)

6 この法律に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(ガス工作物検査官)

第四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条の表

第四十一条に次の一項を加える。

2 ガス用品について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(ガス工作物検査官)

第四十五条の二 通商産業省に、ガス工作物検査官を置く。

(ガス工作物検査官)

2 ガス工作物検査官は、第二十七条の四(第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。)又は第二十七条の六の検査に関する事務に従事する。

(ガス工作物検査官)

3 ガス工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

(監査)

第四十五条の三 通商産業大臣は、毎年、一般ガス事業者の事業の監査をしなければならない。

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

第四十六条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、「ガスを使用する事業又は自ら製造したガスを使用する事業を行なう者」を

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

第四十七条第一項に次の一項を加える。

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その事業に

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

第四十八条第一項又は「」を「第三

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その事業に

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

第四十九条第一項又は「」を「第三

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その事業に

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

第四十九条第一項又は「」を「第三

(ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造若しくは販売の事業を行なう者)

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務

(ガス用品の登録証の訂正又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の訂正又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の再交付を受けようとする者)

十一 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の訂正又は第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十条の規定による登録証の再交付を受けようとする者

(ガス用品の登録等の賃本の交付を請求しようとする者)

十二 第三十九条の十四第一項において準用する液化石油ガス法第五十七条の規定による登録簿の閲覧を請求しようとする者

物件を検査させることができる。

(高圧ガス取締法の適用除外)

第四十七条の次に次の二条を加える。

(高圧ガス取締法中高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定)

2 通商産業大臣は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

(通報等)

第四十七条の三 通商産業局長は、第三十七条の二の許可若しくは第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項の許可をし、又は第

(監査)

3 第一項若しくは第二項の規定による許可の取消

(監査)

定検定機関の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第五十条の見出し中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求又は異議申立て」に「決定」を「裁決又は決定」に、「前条」を「第四十九条」に改める。

第五十一条中「通商産業大臣」の下に「又は通商産業局長」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第五十一条の二 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第五十二条第二項を削る。

第五十五条中「第三条」の下に「又は第三十七条の二」を加える。

第五十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十三条第一項」の下に「(第三十七条の上第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十六条第一項」の下に「(第三十七条の六第一項)」を加え、同条第三号中「又は第三十七条の六第一項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二 第三十九条の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第八条第一項(第三十七条の七第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定に違反してガス工作物を変更した者

第五十七条第二号中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改め、同条第三号中「第二十条」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第二十二条」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第七号中「第三十二条第一項」を「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七 第二十五条の三(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

八 第二十七条の二第一項の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

九 第二十八条第三項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は処分に違反した者

第五十八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「(第二十一條)」の下に「(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「(第三十八条)」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に「(第三十六条第二項)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

二 第二十七条の三第一項(第三十八条の規定により準用する場合を含む。)の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

七 第三十九条の六の規定に違反して表示を附した者

八 第三十九条の十一第一項の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

九 第三十九条の十三の規定による禁止に違反した者

十 第四十条の二第五項の規定による禁止に違反する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十一 第四十九条の二第三項の規定による禁止に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第五十九条第五号中「第三十七条」を「第三十九条の二第三項の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八条第一項(第三十七条の七第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

二 第二十七条の三第二項(第三十八条の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

三 第二十七条の四第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反してガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十九条第五号中「第三十七条」に、「第三十九条の二第三項の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八条第一項(第三十七条の七第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

二 第六十二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第九条」を「第八条第二項若しくは第十九条(これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十六条」の下に「(第三十九条の二第三項の規定による)」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に「(第三十九条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十六条」の下に「(第三十九条の二第三項の規定による)」を加え、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十六条の規定による検査登記証を返納しなかつた者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五条第一項又は第六条の許可を受けて改正後登記証を返納しなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

第三条この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五条第一項又は第六条の許可を受けて改正後登記証を返納しなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、改正後の第八条第一項又は第三十七条の二の許可を受けないで、従前の例によりその事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、改正後の第三十七条の三第一項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は通商産業局長に届け出たときは、当該簡易ガス事業に相当する事業を営むことについて、それぞれ改正後の第八条第一項又は第三十七条の二の許可を受けたものとみなす。

### 3 改正後の第二十条（改正後の第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定

は、前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、同項の規定による届出をした日から六十日間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業に相当する事業を営んでいる者に關する改正後の第二十五条の二第一項の規定について、同項中「當該年度の開始前に」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）の施行後遅滞なく」とする。

第四条 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事をしようとする者に関する改正後の第二十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「工事の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第五条 改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて、この法律の施行の際にその設置又は変更の工事をしているものに関する改正後の第二十七条の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受

けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを持む。）とあらわるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）による改正前の第三条又は第八条第一項の許可に係るものにあつては正前の第三条又は第八条第一項の許可、同法による改正後の同項の許可に係るものにあつては同法による改正後の同項の許可を受けたところ」とする。

第六条 この法律の施行の際現に改正後の第二条第三項に規定するガス事業に相当する事業を営んでいる者に關する改正後の第三十条第一項（改正後の第三十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二条第三項第一項中「事業の開始前に」とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）の施行後（同法附則第二条第一項〔ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）〕の規定により第三十七条の二の許可を受けたものとみなされた者にあっては、同法附則第二条第二項の規定による届出をした日後）遅滞なく」とする。

第七条 附則第二条第一項に規定する者が同条第二項の規定による届出をした際現にその者によつて従前の例により高圧ガス取締法第二十八条第二項の規定による販売主任者として選任されている者は、この法律の施行の日から九月間は、改正後の第三十二条第一項の規定によりガス主任技術者として選任されたものとみなす。（罰則の適用）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとした行為に対する罰則の適用については、な

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律の一部改正等）

第一条第一項中「容器内」の下に「又はその容器に附属する氣化装置内」を加え、同条第三項を次のよう改める。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一条第五項のガス事業及び同法第二十三条の許可を受けて行なう事業を除く。）をいう。

第十三条中「液化石油ガス販売事業者は」の下に「、その販売の方法が政令で定める供給設備を用いるものである場合を除き」を加える。

第十四条第三号中「液化石油ガス」の上に「前条に規定する供給設備又は」を加える。

2 この法律の施行の際現に前項の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に相当する事業につき高圧ガス取締法第五条第一項又は第六条の許可を受けている者は、この法律の施行の日から九月間は、改正後の第三十二条第一項の規定によりガス主任技術者として選任されたものとみなす。（罰則の適用）

第三百四十九条の三第三項中「（昭和二十九年法律第五十一号）」を削り、「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

第十一条 税特別措置法の一部改正

第三百四十九条の三第三項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」の一部を次のよう改訂する。

第四十三条第一項の表法人の欄中「ガス事業」を「一般ガス事業」に改める。

第十二条 税特別措置法の一部改正

第三百四十九条の三第三項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」の一部を次のよう改訂する。

第四十五条第一項第二号中「第一条第一項」を「第二条第五項」に改める。

3 第十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のよう改訂する。

第四十五条第一項第二号中「第一条第一項」を「第二条第五項」に改める。

第十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のよう改訂する。

別表第一第三十四号を次のよう改める。

第九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律の一部を次のように改訂する。

第二条第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の同法第二条第三項に規定する法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（4）第二項において準用する液化石油ガス法附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる改正後の同法第二条第三項に規定する法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可

(一) ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三条  
 (事業の許可)の一般ガス事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域等の変更)の供給区域の増加に係る変更の許可(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るもの)を除く。

(二) ガス事業法第八条第一項の供給地点の変更の許可(供給地点群の増加に係るものに限る。)又は同法第三条第十七条の二(事業の許可)の簡易ガス事業の許可

許可件数	一件につき	三万円
許可件数	一件につき	五千円

## (大気汚染防止法の一部改正)

第十四条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第二条第二項」を「第二条第七項」に改める。

## (騒音規制法の一部改正)

第十五条 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第二条第二項」を「第二条第七項」に改める。

## (通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四号及び第二十七条第十四号中

「電気用品」の下に「ガス用品」を加える。

第三十条の二 通商産業局に、附屬機関として、地方ガス事業調整協議会を置く。

第三十条の二 通商産業局に、附屬機関として、地方ガス事業調整協議会を置く。

第三十条の二 通商産業局に、附屬機関として、地方ガス事業調整協議会を置く。

ガスの普及が著しい現状にかんがみ、ガスの使用者の利益の増進とガスによる災害の防止とを図るために、一般ガス事業及びそのガス工作物に関する規制を実情に即して強化し、ガス用品の製造及

び販売を規制し、並びに一般消費者等に対する液化石油ガスの導管による供給の事業の一部を新たに簡易ガス事業として規制する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事武藤嘉文君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

## 〔武藤嘉文君登壇〕

○武藤嘉文君 大だいま議題となりました、ガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、最近におけるガス事業は、ガス需要の激増とガス工作物の大型化、高圧化並びに各種ガス用品の普及等に加えて、いわゆるLPG等、小規模導管供給事業の出現により、これを取り巻く環境が大きく変化してきております。

本案は、このようない情勢に対処して、公共の安全を確保し、消費者の利益を保護するという見地から、ガス事業法について所要の改正を行なおうとしておりましても、そのおもな内容は次のとおりである。

第一は、一般ガス事業に対する保安規制の強化について、工事計画の認可及び使用前検査の制度を

設けるとともに、定期検査の実施、保安規程の届け出義務を課したこと等であります。

第二は、ガス用品に対する取り締まりであります。都市ガス用のガス用品について、製造事業者登録等の制度を新設し、表示のないガス用品は販売できないこととするとともに、ガス事業者に對し危険防止義務を課したことであります。

第三は、簡易ガス事業を新設したことであります。いわゆるLPG等小規模導管供給事業のうち、供給の相手方の数が七十以上のものを簡易ガス事業として公益事業規制を行なうこととし、一般ガス事業に準じた規制を加えることとしたのであります。

して、いわゆるLPG等小規模導管供給事業のうち、供給の相手方の数が七十以上のものを簡易ガス事業として公益事業規制を行なうこととし、一般ガス事業に準じた規制を加えることとしたのであります。

この法律案は、防衛庁設置法のほか、自衛隊法並びに防衛庁職員給与法の一部改正を内容としております。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

## 閣提出) の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めて、國務大臣中曾根康弘君。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法のほか、自衛隊法並びに防衛庁職員給与法の一部改正を内容としております。

ません。

広く学識経験者の意見を徴し、民意を反映させることがあります。

次に、自衛隊法の一部改正について、御説明いたします。

その一は、自衛官の階級として、一曹と三尉の間に、准尉の階級を設けるための改正であります。この准尉制度の新設は、自衛隊の部隊等の効率的な運用と、人事の適正な管理とをはかる必要から行なうものであり、あわせて曹の階級の自衛官の処遇改善を目的とするものであります。

その二は、自衛隊の予備勢力確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、計三千三百人を増員して、予備自衛官の員数を三万六千三百人とするための改正であります。なお、海上自衛隊の予備自衛官は、今回新しく設けられる制度であります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部改正について御説明いたします。

これは、准尉制度の新設に伴い、准尉の俸給額を定めるための改正であります。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) の趣旨説明に対する質疑

○謹長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。

大出俊君。

〔大出俊君登壇〕

○大出俊君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました防衛庁設置法、自衛隊法、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対しまして、わが国防衛の基本に触れて、以下若干の質問を行ないます。

佐藤総理、あなたの今年一月一日における年頭の所感によりますと、「七〇年問題は昨年暮れの総選挙で済んでしまった」と言っておられます。このことばを文字どおり受け取るわけにはまいり

りカが抱いていた期待はいろいろあるとは存じますが、とりわけ日本の軍事力、つまり自衛隊のアジアにおいて果たす役割についてであるうといわなければなりませんし、それはかかって今後の問題となつてきています。

その証拠に、昨年四月三十日ワシントン発A.P.には、「米国務省当局者は、三十日、財界との会談の席上、日本が安全のために、アジア諸国に戦闘部隊を派遣することが政治的に可能になるには、あと十年から十五年かかるであろう。第二次大戦を経験した日本の近隣諸国が、日本の軍隊を受け入れる気になるまでにも同じ年月が必要である」と語るという昨年末の新聞報道等は、單なる自衛だけのものではなく、經濟援助はもちろんのこと、将来の展望に立つて、武器援助、さらに武力援助を含むものと解べきだと思いますが、共同声明における籠された部分の一つとして明確にお答えをいただきたい。

昨年六月二十九日の毎日新聞によると、「随時協議、フル活用、日米軍事機関の新設も」という見出しへ、「愛知外相訪米の最大の焦点である沖縄基地機能をそなわための事前協議の弾力的な運用につき、政府はイエスと言う場合に備えて、随時協議のフル活用と、在日米軍と自衛隊の軍事統合機関の新設を検討している。これは日米周の軍事情報交換をより緊密化する必要に基づくもの」と報せられておりますが、軍事統合機関の新設を考えておられるのかどうか。昨年六月二十六日の内閣委員会におきましては、必要あらばつくるという趣旨の答弁を総理はされておられますけれども、この点をつけ加えて、この際、明確にしていただきたいと存じます。

さらに、事前協議においてイエスと言う場合についての今国会における答弁を要約すると、朝鮮半島侵略があつた場合、国連の認定がなくとも、けれども、この点をつけ加えて、この際、明確にしていただきたいと存じます。

このアメリカの期待は、今日、佐藤・ジョンソン会談を経て、佐藤総理の言ふ國を守る気概、つまり自主防衛の発想を生み、さらに自前防衛の構想を背景としながら、佐藤・ニクソン共同声明となつたわけであります。「韓国の安全は日本の安全にとって緊要である。」「台湾地域における平和と安全の維持もまた日本の安全にとって重要な要素である。」と述べて、日米の集団的自衛の一貫範囲を、韓国、台湾まで広げてしまつたわけであります。しかし、ふしきなことに、求められていないはずの自衛隊の役割割り、分担がこの声明には全くあらわされていないことがあります。

そこで総理に質問いたします。グアム・ドクトリノ、さらにはニクソン外交政策にいう一連の政策は、一体軍事的に日本に何を期待しているとお考えになりますか。アメリカは、条約上の公約は守る、同盟国に核の傘を提供する、戦争の場合はそれぞれ自國の軍隊が第一義的に責任を負う自衛の原則をとる、アグアム・ドクトリン、そして「極東の安全は日本の責任、米大統領沖縄以後で語る」という昨年末の新聞報道等は、單なる自衛だけのものではなく、經濟援助はもちろんのこと、将来の展望に立つて、武器援助、さらに武力援助を含むものと解べきだと思いますが、共同声明における籠された部分の一つとして明確にお答えをいただきたい。

またこの場合、日本の施政のもとにおける領域である限り、安保条約第五条に基づく日米共同戦闘になる。つまり日本は戦争に巻き込まれることになると考えますが、あわせて明確な趣旨をいただきたいのあります。

次に、国防の基本方針について、中曾根長官に承りたい。

中曾根長官の言ふ「自主防衛の五原則、つまり、平和憲法を守り、国土防衛に徹する、外交と一体となつて諸国との調和をはかる、文民統制を貫く、非核三原則を全うする、日米安保で補完する、」であります。新聞の報ずるところ、受け取り方がそれぞれ異なるように見えるわけでもあります。この五原則は、一体四次防策定においてたつての単なる長官の心がまるで述べたものになりますが、この五原則を貫くことは、たとえば非核三原則を全うする、外部からの攻撃に対しても自主防衛を基調として安保体制を補完とすると、いよいよ、新国防の基本方針中に明定されるおつもりでの発言か、承りたいのであります。

さらに、国防の基本方針にいう國力とは何である、國情とは何をさすのかを明らかにされたい。

中曾根長官は、國力、國情を削り、必要度を第一とすると答えておられるようですが、單に自衛のため必要な限度においてといふことになるとすれば、かつての松野長官の答弁のように、向こう岸が高くなればこちらの岸も高くしなければならないという流儀のように、政治的選択だけになり、財界の強要と相まって、いわゆる軍事大国への前進を早める結果になると考えますが、この点明確にされたいわけでございます。

さらにまた、かくも重大な発言をする以上は、

当然財政当局あるいは國防會議あるいは幹事会等との詳細な相談の上であらうとは存じますが、この点、長官、さらには大蔵大臣に承りたいのであります。また、財政当局として、國力、國情がなくなるわけでございますから、年間二兆円の防衛費、つまり西独、フランスの国防軍並みの予算にしろなどといふ財界の主張、また、そのためには經濟のバランスをくずすようなどに将来なるとともに、何ら理論的な制約、歯どめがないわけでありますから、この点、財政当局は一体いかにお考えかをあわせてお答えをいただきたいのであります。

次に、第四次防について承ります。

特に、国会における長官の答弁によりますと、本土防衛上必要な制空権を持つ。その範囲は、裝備や科学技術の発達などできる。また、本土周辺の一一定の距離における制海権も必要である、と新聞は報じております。これはまことに櫛やかな作戦の見地からする日本の防空態勢は、これは制空権ではございません、Aレーダーサイト捜索範囲、これは高々度で敵機が侵入するときをさします、さらにBレーダーサイト、超低空で敵機が侵入するときをさしてあります、この二つに分かれています。Aレーダーサイトは、韓国、樺太を含むソビエトの一部にまで及んでおります。この場合、マッハ一・五で中国より東京に至る時間は三十五分から四十分、二マッハの場合には三十分ないし三十五分程度であり、九州の場合にとりまして二十五分ないし三十分程度かかります。したがって、侵入機の捕捉は二十分以内となり、比較的本土に近い。しかしこれを広げた場合、当然北朝鮮、中国、ソビエト領を含む結果となるわけでありまして、これは理の当然であります。今月二十三日の人民日報が報ずるように、松村訪中の記事は片すみに追いやられまして、「軍拡進める佐藤政権、日本反動派、軍国主義復活と軍拡戦備促進に狂氣」、氣違ひじみてるというわけで

あります。こう書いておりますのも、これまた当然の結果と、ある意味ではいわなければならぬと存じます。

昨年八月二十九日に、旧来、韓国、ソビエトを含むことになつておりまして、日米韓共同作戦に

なるのではないかといふ追及を受けておりました

防空識別圏を公示して、外國に及ばない中身に改めておりますことと比較いたしまして、一体何を考へておられるのかを疑いたくなるわけであります。

加えてAEW、早期警戒機、つまり空飛ぶレーダー

を持ち、制海権をいろいろのあります。この点まづ総理から、最近の国防づいた中曾根長官の御発言について、近隣諸国の批判をも含めまして、これ

がほんとうに平和外交に倣するといふ総理の方針に致するものかどうか、いさかか慎重を欠くべきがないか、私は、この点を明確に伺いたいわけであります。(拍手) さらに制空権、今日制空権といふことはなく、航空優勢などと称しておますが、さらには制海権、これについて中曾根長官より、どういうことを言つておられるのか、納得のいくような御答弁を賜わりたいのであります。

次に、この法案によると、海上自衛隊五百人、航空自衛隊四百七十四人、計九百八十四人増員となつておりますが四次防を前提として以下

具体的に中曾根長官に質問をいたします。  
三月一日現在、陸上自衛隊定数十七万九千人、現在員十五万六千五百七十九人、充足率八七・五%、つまり欠員が二万二千四百二十一人あるの

七・九%、これは現在員百八十五人、五レベル五百人の要員に対しまして、現在員百八十五人、五レベル五百人の要員に対しまして四百人、三レベルになってようやく千二百人の定員に対しまして千三百人であります。ナイキの國際射撃競技で一位を占めたなどと云つておる段階ではございません。總体的に満足な物ではないわけであります。四次防を声を大にして云々する前に、足元をまず見ていただかなければならぬということになりますと存じます。

次に、外務大臣に國連協力について承ります。  
かつて、國連協力法案が新聞をにぎわしたこと

がござります。國會論争におきましては、派兵はできないが派遣はできるといふニュアンスの答弁まで出ております。

本年一月三日のサンケイ新聞によりますと、一九七〇年代のわが國の國連軍派兵とそのための國內世論の啓發を提起しているが、まず自衛隊法の改正をしなければならず、たいへんな政治問題になるため、外務省内でも極秘密案の段階だが、政府首脳は國連で發言権をより強力にするためには絶対必要不可欠な措置だと認めており、國會論議を通じてその方向を次第に明らかにしていくものと見られます。さらに今回初めて海上三百人をつくるといふこの法案は、陸上三千人の増員の提案であります。

ウ・タント事務総長が参ります。その新聞の報ずるごとく、この辺で政府の國連強化のその内

容、國連軍の派兵の構想を表に出していただきたいと存じます。現行制度でこれ以上ふやすことは、明らかに無理でございます。やめるべしと考えますが、お答えをいただきたいのであります。

次に、この法案による、准陸尉、准海尉、准空尉の制度の新設を考えておることに、今日の制度においてこれ以上望むことには全く無理があるわけであります。

昨年は、隊員募集、この關係で広報費を含めまして何と四億四千万円にのぼる金を使っているわけであります。また女性の気象歌手まで動員をして募集をしているわけであります。明らかに邪道といわなければなりません。定員増をやめていたい

とき減少をし、經濟的な伸び、進学率の向上とあわせ考えるときに、今日の制度においてこれ以上望むことには全く無理があるわけであります。しかしそうした私たちは、略称准尉なるものはなつかしく済んでいます。略称准尉で廣報費を含めまして何と四億四千万円にのぼる金を使っているわけであります。また女性の気象歌手まで動員をして募集をしているわけであります。しかし世間一般の人たちは、必ずしも自然体とはいえない直立不動型で勇ましくラップをお吹きになつておられます中曾根さんの御姿勢とあわせまして、いよいよ旧軍復活近しと受け取りかねぬ今日的事情にあります。

また、必しも自然体とはいえない直立不動型で

さんに陸上において戦車定数千百十両ござりますが、現在數はわずかに六百七十一両しかございません。これも実は予算ではなくて、人の問題であります。航空のナイキをとつてみまして

さらに、准陸尉、准海尉の制度の新設でござります。准陸尉、准海尉、准空尉の制度の新設は断じてないと存じます。准尉制度をやめて、先般防衛大学の大森寛校長の卒業式式辞に見られるように、新しい軍人像、軍人勅諭の徳目を推奨など、國民のコンセンサスを求める方向で是正しておられます。

さらに、予備自衛官についてであります。現在三万五千人をつくるといふこの法案は、陸上三千人の増員の欠員を持つております。にもかかわらず、今回のみ三万三千人の定員でございますが、現在員三万一千五百九十九人で、ここにも千四百一人の欠員を持つております。にもかかわらず、今回

の欠員を持つております。しかし、これもまだ

いと存じます。

これに関連して総理に御質問をいたしますが、昨年の十月八日、ベトナムから韓国を回りました

日本にやってまいりまして、佐藤總理にお会いに

なりましたアメリカの統合参謀本部議長ホイーラー氏は、総理と一緒に半にわたりまして秘密会談を持っておりますが、この中でホイーラー氏は、ハワイの太平洋統合軍司令部への自衛隊の参加の要請を総理にいたしております。韓国に入る國連軍としての米軍の一個師団が来年撤収をする

ことについて、これはすでにレード国防長官がアメリカにおいて明らかにいたしておられます。韓国は日本がかわって安全保障に努力してくれるならば了承すると言っている。この旨を総理に伝えて、総理はこれを両方とも了承をしたというきわめて確実なる情報入手いたしておりますが、ホイーラー会議のこの部分について明確なお答えをいただきたいのであります。

最後に、外務大臣、防衛庁長官に質問をいたします。

去る三日、リーサー米陸軍長官が議会に提出をいたしました声明によりますと、在日米陸軍の太平洋地域における補給中継基地、これを沖縄に集中するというものであつたわけございますが、東郷アーリカ局長は、沖縄の補給基地化は不可能であると述べております。太平洋全域にわたる補給基地といふ意味において、安保との関係上この答弁になつたものと思ひますが、外務大臣よりあらためてこれについての経過と御所見をいただきたいのであります。

これに関連をいたしまして、防衛庁長官に承りたいのですが、前回、私、予算分科会におきまして質問を申し上げましたが、リーサー声明を御存じかと申上げましたら、情報程度入手していると言ひましたが、今回在日米軍司令部、座間にございましたが、これは近く神奈川県の渉外部長に対しまして、県下の陸軍基地に働く三百五十人にのぼる人員整理を通告する確たるニュースが入つております。このうち、旧来問題となつておりました岸根の陸軍病院は全面閉鎖、二百名をこえる解雇、これが見込まれております。さらに小柴の貯油施設なりミルクプラントなり等を含

めて、陸軍基地の大半が空海に移管をされるといふこともほぼ明確になつております。責任のあることについて、これはすでにレード国防長官が

御答弁を承りたいわけであります。また、この例に見られますように、施設庁の情報入手手、防衛庁の情報入手手がおくれている結果、全く突然、唐突に解雇が続き、昨年末三千人、本

年一月以降四千四百人をこえるわけであります。しかも、事前調整期間三ヶ月が全く無視をされ、生活保障対策は確立されておらず、雇用転用も全く不十分なままであるわけでありまして、まさに人道問題といわなければならぬと存じます。基本

生活保障対策は確立されておらず、雇用転用も全く不十分なままであるわけでありまして、まさに人道問題といわなければならぬと存じます。基本定法の制定、他産業への優先就職、政府自治体への優先雇用あるいは全駐労離職者センターへの助成等々、当然責任はある措置をとつてしかるべきものと考えるわけでございますが、この点特に明確なお答えをいただきたいのです。

二月十八日のニクソン外交書には、日本といふことばが何と六ヵ所も出てくるわけございまして。まさに真珠湾以来であろうと存じます。○議長(船田中君) 大出君、時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○大出俊君(続) しかも、米国がそのエネルギーをこれほど使つた地域はどこにもない。一世代に三度も太平洋を渡つてアジアで戦うことを要求されたとの教訓は述べております。しかも、アメリカにとってその第一の敵は、いまユニークな役割りが期待されている日本であるはずであります。その日本が、米国の力不足を補う肩がわり役として登場するすれば、まさに皮肉に満ちた歴史のいたずらといわなければならぬと存じます。が、しかし決してこれは他人事ではありません。アメリカの誤算と失敗を繰り返さないために、わが国は何をなすべきか、この問い合わせをそむけ

ては七〇年問題は語れないと考えるわけであります。七〇年問題はその意味で決して終わつたわけではありません。単なる大国主義や古い釜山赤旗と申しますが、これは近く神奈川県の渉外部長に対しまして、県下の陸軍基地に働く三百五十人にのぼる人員整理を通告する確たるニュースが入つております。このうち、旧来問題となつておりました岸根の陸軍病院は全面閉鎖、二百名をこえる解雇、これが見込まれております。さらに小柴の貯油施設なりミルクプラントなり等を含

界文明史的意義が立つのではないかと思うわけであります。この点を申し添えまして、質問を終わせさせていただきます。(拍手)

「内閣総理大臣(佐藤栄作君) 大出君にお答えをいたします。

ニクソン米大統領は、アジア政策の指針として、米国が条約上の公約のすべてを守ることを明確にしていることは御承知のとおりであります。

と同時に、核保有国が米国と集団安全保障条約を締結している国の自由を脅かす場合には、米国は

確にしていることは御承知のとおりであります。他の型の侵略の場合には、米国は条約上の公約に従つて、軍事的、經濟的援助を行なうが、その場合、直接脅威を受けている国が、自國の防衛のため、第一義的責任を負うことを期待しているものと考へます。お尋ねの趣旨で申せば、米国政府が、わが國の防衛に關し、わが國に期待するところもまた同様であると考へるものであります。

政府がつとにわが國の防衛に關して考へていたところと異なるものではございません。みずからの方は一緒でございます。

次に、しばしばお答えしているとおり、韓国や中華民国のよくな隣諸国の中安全は、わが國の安全にとって重大な関心事であり、万一これが侵されるとやうな事態が発生すれば、まさしくわが國の安全にとつてもゆきません。みずからの方は一緒でございます。

私は、中曾根長官が真剣にその職責に取り組んでいる姿を見て、たいへん心強く感じてゐるものであります。中曾根君は參議院の予算委員会で、

ねにお答えいたします。

私は、中曾根長官が真剣にその職責に取り組んでいる姿を見て、たいへん心強く感じてゐるものであります。中曾根君は參議院の予算委員会で、

ねにお答えいたします。

私は、中曾根長官を全面的に信頼していること

が、いずれも妥当なものであり、平和に徹するわが國の防衛の心がまえを明確に打ち出しておられます。

次に、ホイーラー統合参謀本部議長との会談にてお尋ねがありました。どういうところ

から情報を持ちましたか、それが明らかでございませんけれども、御質問のよくなことを二人で話しあった事実はございません。はつきり否定しておきます。その情報のとおり方が間違つたと、私

はかように考へます。(拍手)

最後に、一九七〇年代のアジアにおきまして、これら諸国に対する軍事による援助を行なうこともあり得ないのでありますから、この点重ねて申し上げておきます。

国連強化のための外交、軍縮外交の推進、南北問題の解決、緊張緩和など、一般的外交施策の中では日本がますますアジアにおける主体的役割りを果たすことが望まれていると、かように私は考えております。

以上、お答えをいたします。(拍手)

【國務大臣中曾根康弘君登壇】

○國務大臣(中曾根康弘君) 自主防衛五原則についてまずお尋ねがございましたが、正確に申し上げますと、私が参議院で申し上げましたのは、まず、憲法を守り、国土防衛に徹する。次に、外交と一体、諸国策と調和を保つ。諸国間といふ意味ではございません、諸国策と調和を保つ。第三番目が、文民統制を全うする。次に、非核三原則を維持する。最後は、日米安全保障体制で補充する。これが私の申し上げた五原則でございます。これは、四次防を編成するに際しまして、私個人の心組みとしていろいろ考へ、また今まで申し上げたことを整理して、こういふ心組みでやつてみたいと申し上げたのでござります。したがいまして、この議場を通じまして、議会の皆さま方や国民の皆さま方にいろいろ御批判をしていただき、足らざるところがあれば指摘していただき、改めるべきところがあれば改めたいと思っております。

国防基本方針との関係はどうかという御質問でございますが、国防基本方針検討の際の一つの資料として私は考えております。したがいまして、積極的な御批判をお願いいたしたいと思うわけであります。

次に、国力、国情に関する御質問がございました。私は、国力とは、その国の経済力あるいは科学技術力あるいは教育の程度、こういふものが指摘されると思いますし、国情とは、憲法そのほかの法令による条件あるいは政治の情勢、あるいは国民的コンセンサスや世論の動向、こういふもの

を国情というのではないかと思います。

この国力、国情に対して言及いたしましたのは、国力、国情という考え方を四次防から将来にかけて持続してよろしいかどうか、多少疑問があるかもしれません。この意味からも、軍事的以外の面で日本がますますアジアにおける主体的役割りを果たすことが望まれていると、かように私は考えております。

國務大臣(中曾根康弘君登壇)

○國務大臣(中曾根康弘君) 自主防衛五原則についてまずお尋ねがございましたが、正確に申し上げますと、私が参議院で申し上げましたのは、まず、憲法を守り、国土防衛に徹する。次に、外交と一体、諸国策と調和を保つ。諸国間といふ意味ではございません、諸国策と調和を保つ。第三番目が、文民統制を全うする。次に、非核三原則を維持する。最後は、日米安全保障体制で補充する。これが私の申し上げた五原則でございます。これは、四次防を編成するに際しまして、私個人の心組みとしていろいろ考へ、また今まで申し上げたことを整理して、こういふ心組みでやつてみたいと申し上げたのでござります。したがいまして、この議場を通じまして、議会の皆さま方や国民の皆さま方にいろいろ御批判をしていただき、足らざるところがあれば改めたいと思っております。

そこで、外交と一体、諸国策と調和を保つといふ意味は、社会保障費とか教育費とか、あるいは公共事業費とか、そういう諸国策の中における防衛費というものを考える必要がある。そして、政治の側において、経済力の増大とかなにかといふものに必ずしも比例しないで、むしろ選択の主体性を持つ、政治の側における意思と選択を非常に重視して、この調和を保つという表現を考えたわけでございます。

それから、四次防についてのお話がございましたが、私は、日本の防衛といふものは、日本の自動的防衛プラス集団安全保障といふ組み合わせで行なわれていると考えます。これが妥当であると考えるのであります。したがいまして、日本の防衛に關しては、日米安全保障体制との関係においても考えなければならぬと思うのです。それで、自分なりに分析してみると、たとえば昭和二十七年に日本が独立しましたときは、日本の防衛力はほとんどゼロです。したがって、ほとんど大部分はアメリカに依存いたしました。そのために、条約その他の不平等なところがございました。たとえば裁判権がないとか、地位協定がNATO諸国と比べて

て不平等であるとか、あるいは内乱条項があるとか、いろいろございました。そこで、昭和三十年代に国力がだんだん伸びてきましたが、新安保条約によりまして、内乱条項を削除する、事前協議をつくる、地位協定を改革されたと思います。新安保条約によりまして、内乱条項を削除する、事前協議をつくる、地位協定を改革する、あるいは期限を十年にして再検討のチャンスを設ける、こういふふうにして日本の発言権がかなり出てきて、日本

の自主性は一步前進したと思うのであります。その後さらにまた日本の経済力が上昇してまいり、国民的コンセンサスもだんだん固まってまいりました。今度は十年目になつて、六月二十三日に安全保障条約のおそらく自動継続が行なわれるだろうと思われます。そうなりますと、一年の予告でいつでも安保条約は一方的にやめられるということになります。こういふような情勢を控えて、日本がみずから行なうべき分野をさらにつとめていくという段階に日本の情勢は入ってきていると思うのであります。

そういふようにして、日本が本来あるべき姿に返っていく、自分の国は自分で守るべきである、足りないところは友好国と協力し合う。自分の国は自分で守るべきであるという自然体に必ずしも日本は今まで完全になつていなかつたわけではありません。アメリカに依存する部分がかなりあつたわけであります。したがいまして、このようになります。アメリカに依存する部分がかなりあつた程度国民的な充実を示してきましたおりから、自分で行なうべき分野を回復して、そしてアメリカと協力すべき分界点を明確にして、今までのようにもややもすればアメリカに対しても然と期待するとか、無原則的に依存するとか、そういうものを一掃して、日本としてなすべき分界点をあらざる程度国民の前にも明確にすることが望ましいと思うのであります。

そういう基本線に立ちまして第四次防といふものを考へて、日本としてなすべき分界点をあらざる程度国民の前にも明確にすることが望ましいと思うのであります。

その際に、制空権とか制海権といふことは、日本の若い技術者群としてこれをとらえたほうがよろしい。現在は航空要員にいたしましても、海上

判権がないとか、地位協定がNATO諸国と比べて出ましたが、制空権といふのは、昔、第二次世界

要員にいたしましたが、ほとんどコンピューターを使つたり、電子計算機を使つていろいろやつておるわけです。陸上要員にいたしましたが、ホークを使うとか、あるいは戦車やその他も非常に高度の技術を要する部隊になつております。それが望ましいわけであります。

現在、日本の自衛隊の構成を見ますと、人件費プラス糧食費が全経費の五・一%ぐらいです。しかし、アメリカ軍になると、それが三〇%台です。イギリスやドイツでも四二、三九台です。そういう点からしましても、資本設備率をもつとふやして、機械化して、人力を少なくしていく、つまり省力化などいうことが自衛隊にも非常に必要であると思ひます。日本の若者を、できるだけ効率をよくして、そしていい気分で自衛隊で働いてもらは、そういう環境をつくるように、頭の切りかえもやつていただきたいと思います。

また、自衛隊といふものは、ある意味においては国民教育の場でもあります。自衛官は各方面で引っぱりだこでありますけれども、そういう意味において、国民教育の場としてもわれわれは考えていただきたいと思います。そういう問題のために、待遇を改善して、魅力ある自衛隊にしていただきたいと思います。私は、着任以来このために、自衛官の人間尊重とか、あるいは隊舎、官舎その他の待遇改善に努力いたしました。約十七億円、去年から見ますとその部分だけの予算も増加しております。そのため、米軍から貸与された戦車の大幅な更新期に入つております。操縦員はございますけれども、戦車がそのために足りないというのが実際の状態であります。

下令されましたが、後方勤務を行なつてもらう、あるいは損耗した場合の補充に使う、こういふ備蓄官につきましては、これは防衛出動が

う考え方で、せっかく自衛隊で働いてくださつた皆さん方にそのような御労苦を願うという考え方であります。陸上要員にいたしましたが、ホークを使つたのでありまして、現有勢力を多数かかえておるよりも、このほうが頭のいいやり方である、こう考ります。

准尉制度につきましては、これは曹クラスの待遇改善を含めまして、尉官に準ずる地位を与えておる方向にいく傾向ではないかと私は考るております。

リーサー長官の言明につきまして、沖縄に兵たんを集中する云々ということは、正式にそういう報告はまだございません。しかし、想像するに、そういう方向にいく傾向ではないかと私は考る

院の廃止についてはそういう徴候は少しございました。しかし、正式に廃止するということはまだわかれわれのほうには参つておりません。

それから、いろいろな人員整理の問題につきまして、予告期間三ヶ月を確保するとか、いろいろ御指摘がございました。その点につきましては今後も努力してまいりますが、この暮れに差し上げました特別給付金は、去年年末を差し控えて急遽整理されたという特殊事情がありましたので申し上げましたので、今日これを復活して差し上げるということはかなりむずかしい情勢にござります。なお、その中でも期日が非常に短くして整理されるという人もござります。こういう人たちのためには、整理の時期をさらに延ばしてもらうよう、それから再就職につきましては万全を期すように、日下努力している最中でございます。

戦車の不足について御指摘がありましたが、これは操縦員の不足ではなくして、米軍から貸与された戦車の大幅な更新期に入つております。操縦員はございますけれども、戦車がそのために足りないというのが実際の状態であります。

下令されましたが、後方勤務を行なつてもらう、あるいは損耗した場合の補充に使う、こういふ備蓄官につきましては、これは防衛出動が

までもなく国連に対する協力は、日本外交の基本方針の一つでございます。この国連協力を強化いたしたいと考えておりますけれども、そのことと

いわゆる海外派兵問題とを直ちに結びつけて考えるのは、私は当を得ているとは思われないのであります。政府といつてしましては、国連の活動がき

わめて広範多岐にわたっております以上、これに協力するしかたにも多種多様の方法があるのは当然であると考えております。たとえば、国連の現在の機構におきましては、国際平和維持の活動の改善のために平和維持活動特別委員会といふもののがございますが、この活動を、日本ができれば指導的な立場に立つて活発な活動をしてもらいたい、あるいは現在わが国が立候補いたしましたがござりますが、この活動を、日本ができれば指

導的な立場に立つて活発な活動をしてもらいたい、あるいは軍縮委員会におきましては、すでにすれば積極的な貢献を行なうことについたしましたが、安保の非常任理事国に当選することができます。しかし、正式に廃止するということはまだわかれわれのほうには参つておりません。

それから、いろいろな人員整理の問題につきましては、予告期間三ヶ月を確保するとか、いろいろ御指摘がございました。その点につきましては今後も努力してまいりますが、この暮れに差し上げました特別給付金は、去年年末を差し控えて急遽整理されたという特殊事情がありましたので申し上げましたので、今日これを復活して差し上げるということはかなりむずかしい情勢にござります。先ほどおげになりました新聞の記事は、そういうわけでござりますから、政府の方針を伝えたものではございません。

それから第二は、アメリカの陸軍長官のリーサー氏の発言の問題であります。これは三月三日に上院の軍事委員会で発言されたものの中の一部でございますが、要するに、この考え方方は、情勢の推移に対応してアメリカ陸軍の補給機能を簡素化する、効率化したい、こういう発想に出ているもののように私は理解いたしております。ただいま防衛庁長官から御答弁いたしましたように、政府としては、こうした考え方方に基づくアメリカの見解あるいは協力の要請といふものを受けたよう

に、この発言の内容はそういうことをねらってい

るものではなかろうかと、現在分析をしておるわけでございます。しかし、この点についても、先生

ほど政府委員の答弁を御引用になりましたが、政

府といつてしましては、安保条約の目的あるいは範囲、そういうことを越えての、かりに計画があり

いたしましても、それを越えるようなものでござりますれば、これに同意する者はございません

がござりますが、この点についても、どうぞよろしくお聞きください。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

〔國務大臣(福田赳氏君登壇)〕

○國務大臣(福田赳氏君) お答えを申し上げます。

私に対しましては、まず第一に、中曾根防衛庁長官のいわゆる防衛五原則、これは事前に相談があつたかというお話をござりますが、これは事前に何の相談もございません。しかし私は、參議院の予算委員会においてこの問題に関する中曾根

長官の發言を聞きました。まことにりっぱな内容のものである、かような感想でございます。長官は、いままで國力、國情に応じて漸進的に自衛力を増強する、これがわが國の方針だったが、その

國力というのがひつかかる、國力というとGNPの増加、これが含まれるじゃないか、そうすると

経済が伸びさえすれば防衛力は幾らでも大きくなり

ていいんだ、こういう印象になつちや困るといつて、齒どめとして各政策の中の総合的バランス、また内外の情勢判断、こういうことを加えよう、こ

ういうことで、まことに私は適切な發言であつた、さように感じました。まあ、これはむしろ大

蔵大臣の發言としても不自然ではないといふくらい存じた次第でございます。(拍手)私は、この發言を尊重して、この趣旨に沿つて第四次防に臨むべきものであると、財政当局においてすらそぞう考ります。(拍手)

○議長(船田中君) 鬼木勝利君。

[鬼木勝利君登壇]

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしました。防衛省設置法等の一部を改正する法律案等、いわゆる防衛三法について、総理並びに防衛庁長官に対し若干の質疑を行なうものであります。

まず、一九七〇年代のわが国の安全保障政策のビジョンについて、総理にお伺いをいたしたいと思うであります。まさに一九七〇年代は軍縮の時代であるといわれております。アメリカにおきましても、七一年度予算教書で、国家目標を、大砲よりも生活優先へ、と大きく方向を転換させ、予算総額に対する国防費の割合を一九五〇年の第二次大戦動員解除以来の最低とし、防衛費の大削減をはかつております。社会環境の整備、人間優先の政策へと方向を変えつつある現状でございます。これは単にアメリカのみならず、イギリス、フランスあるいはソ連においても、防衛費の削減が行なわれておるのであります。かくのことく、世界各国が軍縮の七〇年代といいう強い意識の上に立っていることは、周知の事実であります。

こうした情勢下におきまして、ひとりわが国のみがそれとは逆に、軍事力を増強しようとする傾向が顕著となつてきておることは、まさに時代に逆行するものといわざるを得ないのであります。(拍手)

本年度の防衛関係予算は、自衛隊発足以來の大額な伸びを示し、その増加率は、軍事費を削減し、抑制せんとしている米ソ両国はもわろんのこと、ヨーロッパ各國の増加率をはるかにしのいでおります。

わが国の安全を保障するためには、まず第一に、日本の周辺に戦争が起らぬないようにすることであります。第二に、かりに戦争が起つても、絶対にこれに巻き込まれない。第三は、敵対国をつくらない。こうしたことでございます。国際緊張の緩和をはかる多面的な平和外交こそがま

さに重要であります。いたずらに軍事力偏重の安全保障政策は、最も当を得ていないものだと私は申し上げたのであります。

こうした観点に立つて、政府は、一九七〇年の現下の国際情勢について、どのように分析しておられるか、またどのようにして、わが国の安全保障を進めていくかとしておられるのか、一九七〇年代の安全保障政策のビジョンを明らかにしていただきたい。総理並びに防衛庁長官の御見解を承りたい。

四次防の総経費を国民総生産の〇・八%から一%の範囲にとどめ、六兆円前後と発言しておられます。が、わが党は、政府の四次防策定の基本政策には反対するものです。むしろ七〇年代は、内政の充実、すなわち、国民生活の向上と安定をはかる生活防衛を最優先させるべきであると考えますが、総理並びに長官の御所信を承りたいと思ふものであります。

また、四次防の策定基準は、国民の納得するものでなければならない。その策定基準が、海外に派兵している国、あるいは分裂国家、国情不安定な国等の各国に比較して決定するということは、これは誤りであります。国民総生産で判断ができるところではありません。こうした観点より、長官の御説明を承りたいと思ふものであります。

次に、政府の防衛計画に対する基本政策は、今日までそこある断片的で、しかも不明確であります。しかし、これは從来からの総理並びに長官の御見解をいたしました。そこで、私は長官にお尋ねをいたしたい。

そこで、私は長官にお伺いしたい。国土防衛に従事する防衛が近隣諸国に脅威を与える、なおかつ、アジア第一の大規模な武力増強で一体よいのか。

第二に、外交と一体となつて調和をはかると言ふに、長官、お答えを願いたい。

われるが、いかなる外交のビジョンとスケジュールをお持ちであるか。

第三点に、非核三原則を全うするならば、なぜこの国会で決議をされないのであるのか。

第四に、日米安保はいつまで補完するのか。國

民の前にこの点を明瞭にしていただきたい。

次に、三次防の進展状況と四次防の構想との関係についてであります。が、今秋までに原案を作成完了したいとする長官の御意図はそもそも那邊にあるか、その点をお伺いいたしたい。

第三次防の総点検を終え、四次防の原案作成を終了したいとの考えをお持ちのようでございます。

第三次防の総点検を終え、四次防の原案作成を終了したいとの考えをお持ちのようでございます。が、今秋までに原案を作成完了したいとする長官の御意図はそもそも那邊にあるか、その点をお伺いいたしたい。

四次防の総点検を終え、四次防の原案作成を終了したいとの考えをお持ちのようでございます。

第三次防の総点検を終え、四次防の原案作成を終了したいとの考えをお持ちのようでございます。

次に、自主防衛と防衛産業についてお伺いをいたします。

長官は、かつて、財界との懇親会の席上、防衛

厅としても総合的防衛力をさらに充実するために

兵器の技術開発、国産化に格段の努力を払うと發

言をされております。本年度予算にもわが国初の國產揚陸艦建造費が計上されており、また対潜飛行艇等も計上されておるわけでございます。長官

が常に強調されるところの自主防衛の強化、四次

防における空・海力の強化等まさに符節を合わ

せており、今後一そなうの國產兵器、武器等の大量

生産が行なわれることは必定であり、いわゆる產

軍一体化問題は、今後財界の強い要請となって政

府に迫ることも予想されるのであります。世界各

国においてもその弊害が見られ、こうした一体化道

を防ぐ歴史どめとしていかなる方策を考えておられ

るか、総理並びに長官にお尋ねをいたしたいと思

います。もし、これを可とするならば、政府のいう

自衛防衛とは事実上再軍備であり、いつか来た道

に逆戻りするものといわざるを得ないのであります。

従来の微温的な武器輸出三原則は承知いたして

おりますが、今後はいかなる国にも武器輸出を禁

止するの法を制定する用意が、あるいは御意思が

おありであるやいなや、その点を総理にお尋ねを

いたします。

陸上自衛隊は、昨年六千名の大量定員増加が強

行され、現在十七万九千名を数えるに至つております。しかし、その充足率は四十四年十二月末八

七・五%、二万二千四百余名の欠員であります。

実質的には二、三個師団分不足している実情であります。諸種の事情からいたしまして、七〇年代

の欠員状況を考えたとき、その募集について、現

状よりさらに困難になることは、火を見るより明

らかであります。隊員募集に万策を用いるのは最

も拙策であります。私は、人間尊重の立場から、隊員の最高の待遇改善こそが急務であり、たとえ

ば医官の充足、訓練時の事故補償等の処遇改善こ

そ先決であると主張するものでありまするが、長官の勇断にして、かつ温情をもつて、隊員の処遇をより以上に改善をされるお考えはなきや、その点をお伺いいたしたいのであります。

長官は、去る三月七日の衆院予算委員会において、「自衛隊員の完全充足は必ずしも必要ではない。少數精銳主義で、隊員の質の向上をはかることに重点を置く一方、予備自衛官など潜在力を強めることが必要だ」と、自衛隊についての基本的な考え方を述べておられます。したがって、長官自身、十八万体制の限界を感じられているのではないか。私は、池田・ロバートソン会談によつて、十八万体制の推進かはかられてきた整備計画自体を抜本的に再考慮するときがきているのではないのか、この点について、長官に明確にお答えを願いたいのであります。

なお、予備自衛官三千三百名の増員をせんとしておられます。先ほど御説明のあつたとおりであります。隊員の充足にやつきとなり、しかも、その補充もできない、そういう事情のもとに、そ

う未解決の諸問題をかかえておりながら、予備自衛官の増員を强行しようとする理由は、十八万体制を確保することによって、わが国の防衛のためといふ名目において、やがては国民皆兵への布石となる危険きわまりなきものであるといわざるを得ないのであります。

○議長(船田中君) 鬼木君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○鬼木勝利君(続) 自衛隊十八万体制をさらに増強するならば、もはや徴兵制をしく以外にないと判断するものであります。長官は、この十八万体制をあくまで強行しようとするのか、徴兵制をしく考へは全くないといふ考へになつておるのか、貴職の見解を明確に御答弁願いたい。

最後に、わが国の安全保障の基盤は、国民生活の向上、政治的、経済的、社会的な安定と発展であり、社会保障の充実等を基盤としない自衛力は、眞の安全保障力とはなり得ないということを

わが党は強く主張いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 鬼木君にお答えをいたします。

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

内閣総理大臣(佐藤榮作君) 鬼木君にお答えを

いたしました。御指摘のように、わが国のはし得る範囲で軍縮外交の推進をはかつていくのは当然であります。しかしながら、理想を高く掲げると同時に、現実のわが国の安全保障政策としては、国力に応じた防衛力の整備をはからなければならぬことでも明らかであります。

国際情勢の分析につきましては、施政方針演説で明らかにしたとおりであります。

日米安保条約を引き続き堅持するという方針は、さきの総選挙、これで国民の圧倒的支持を受けたものと私は確信しております。

申し上げるまでもなく、自主防衛とは、国民の一人一人が自主独立の気概を持ち、國の防衛は、第一次的にはみずからの方で行なうというものであります。しかし、このことは、集団安全保障体制を否定するものではありません。今日の国際情勢、軍事事情を勘案し、また、わが国の憲法上のたたまえや防衛力の現状を考慮した場合、自主的な防衛努力を行なうとともに、わが防衛力の足りないところにつきましては、日米安保条約による米国の協力を期待するという従来からの政府の方針は最も現実的なものである、かように私は確信しております。

次に、四次防の基準についてお尋ねがございましたが、目下のところ、先ほど申し上げましたよ

うな五原則を考えて心組みにしておるわけです。それでやはり防衛というものは、客觀情勢に応じて行なわれるものでござりますから、環境がどう

いうふうに推移していくか、またそれに応じて日本

の必要度がどの程度あるのか、それに伴う経済

力や国民の世論の反応といふものははどういうところにあるのか、社会保障や教育研究費とのバランスはどうであるか、そういう総合的な、多元的な

判定をしながら、防衛のあり方といふものをきめたいと思います。数量もきることながら、

スはどうであるか、そういう総合的な、多元的な

判定をしながら、防衛のあり方といふものをきめたいと思います。数量もきることながら、

鬼木君の見解を明確に御答弁願いたい。

次に、安全保障法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する鬼木勝利君の質疑えをいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 一九七〇年代の情勢について述べよとまず御質問なさいました。簡単に見通しを申し上げますと、世界大戦はないだろうと見通されております。しかし、局地戦争とか代理戦争とかいうものは、現在中近東やベトナムに行なわれているように、十分可能性があると思います。最近の情勢から見ますと、大きな核戦争といふものはないと思いますと、やはり政治と軍事が混在いたしまして、政治的な軍事、あるいは軍事的な政治といふような形で国際情勢は流れています。片一方で戦争したり、片一方で和平会談をやつたりといふのが現在の情勢でございますが、日本の場合も、敵の大艦隊が舳艦相含んで日本に上陸作戦を敢行するというようなことは、ちょっといまのところ考えられないと思ひます。それよりも、やはり国民の合意、國政の安定ということが現代においては非常に重要なことがあります。特に、そういう意味におきましては間接侵略、これに対応する間接戦略といふようなものが、政治としては非常に重要視されるべきであると考えます。

次に、四次防の基準についてお尋ねがございましたが、目下のところ、先ほど申し上げましたよう五原則を考えて心組みにしておるわけです。それでやはり防衛というものは、客觀情勢に応じて行なわれるものでござりますから、環境がどういうふうに推移していくか、またそれに応じて日本

の必要度がどの程度あるのか、それに伴う経済力や国民の世論の反応といふものははどういうところにあるのか、社会保障や教育研究費とのバランスはどうであるか、そういう総合的な、多元的な判定をしながら、防衛のあり方といふものをきめたいと思います。数量もきることながら、スはどうであるか、そういう総合的な、多元的な判定をしながら、防衛のあり方といふものをきめたいと思います。数量もきることながら、スを崩壊させるとかいうようなばかな政治はやれないと想ひます。そうして、攻撃的兵器は日本は持てません。そういう意味からも、核兵器や攻撃的兵器は安全保障条約を通じてアメリカに期待せざるを得ぬのであります。現在の情勢が続く限り、私はアメリカと日本との安全保障体制による提携は、半永久的に必要ではないか、特に太平洋を平和な海にしておくことが、アジアの安

定のためにも非常に重要なと私は感じております。

四次防の時期につきましては、四次防は四十七年から開始する予定でありますので、来年の夏ごろまでに国防会議で決定し、閣議で決定したいと思つております。そのため、ことしの秋くらいまでに防衛庁内部の考えをきめたいと考えておるわけであります。

制空権や制海権につきましては、先ほど御説明を申し上げました。われわれは、攻撃的空母とか、中長距離ミサイルとか、あるいは他国の領土まで爆撃するB-52の爆撃機のよくなああいうものは持たない方針であることは、前から申し上げたとおりであります。自主防衛と何ら矛盾するところはございません。

防衛産業につきましては、私は、防衛といふものは国民全体でやることであつて、主力は国民の心にある。防衛庁や自衛隊はその最前線の一部を負担して、分担しているところである。国民の心が崩壊したらすべては崩壊する。そういう考えに立ち、その国民の全體の力の中には、経済力や工業力や産業力も入つておると思います。そういう意味におきまして、兵器を供給したり、弾薬を供給するという防衛産業もまた大事であり、必要であると私は考えます。しかし、これが必要以上に膨張したり、政治に対する圧力を加えるといふことは堕落でありまして、このよくなことは断じて行なわないようわれわれは戒心し、また、防衛産業当局に対しても、そのように私は嚴重に申し渡しているところでございます。

しかし、日本の経済力や民間の技術開発能力を最大限に活用するということは必要であるだらうと思ひます。官庁で全部やるということはできません。むしろ民間の技術力を活用するといふことを考えていいきたいと思います。

また、産軍コンプレックスを防ぐための天下りの規制といふことも非常に重要であると考えます。そこで、防衛庁設置法のワク内におきまし

て、第三者の審査機関を立法によってつくらう、このようにいま考えて、法案を策定している最中でございます。

定員充足の問題につきまして、待遇改善を御主張していただきましたが、まことに同感であります。

予備自衛官につきましては、いま予備自衛官の充足率は一〇〇%でございまして、このやり方が賢明であると思います。

国民皆兵であるがゆえに徴兵するのではないかという御質問がありましたが、現憲法下徴兵はできないことあります。(拍手)

さて、社会保障とのバランスも十分に考えてやつて、社会保険とのバランスも十分に考えてやつて、いく予定でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 渡辺武三君。

〔渡辺武三君登壇〕

○渡辺武三君 私は、民政党を代表して、たゞいま趣旨説明のありました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に關連いたしまして、若干の質問をいたしたいと思います。

特に私は、この際、わが国の防衛の基本に触れる幾つかの問題点について、以下順次お伺いを

したいと存じます。

質問の第一点は、自主防衛の基本についてであります。

われわれ民政党は、すでに四十二年以来、みずからこの國はみずから手で守る、いわゆる自主防衛体制の確立を主張いたしまりました。最近

に至つて、政府も、自主防衛こそがわが国防の基本であるとの姿勢を示し出したことは、そのこ

と自体はわれわれも率直に評価をするものであります。特に総理は、今国会冒頭の施政方針演説に

おいて、國力、国情に応じて自衛力を整備し、そ

の足らざるところを日米安保条約によつて補完す  
る政策を述べ、自衛力が主、安保が從といふ立場を正式に認めたことは、一步前進といわなければなりません。これまで政府は、三十二年閣議決定された国防の基本方針において、米国との安全保障体制をわが国防の基調とする方針を明らかにし、これを堅持してきました。したがつて、自衛力が主、安保が從といふ立場は、今回の方針は、その意味でわが国防の基本政策を大幅換したものといわなければなりません。

そこで、佐藤総理にお伺いをしたい。本年に入つてこのよくな防衛の基本政策を変更した理由は那邊にあるのか、まず国民の前に明らかにしていただきたいのであります。

質問の第二点は、政府のいう自主防衛の具体的な中身についてであります。

特に、自衛力の内容を推しはかる一つの重要なポイントは、防衛予算の額とその内容であることには多言を要しません。この観点から、四十五年度の防衛予算案を評価しますと、確かに額としては大幅にふえ、予算額の伸び率は一七・七%と、これまでの最高の伸び率を示しております。むしろ、このままの伸びでは、七〇年代半ばにして、わが國の防衛費は、五大核保有国に次ぐものとなり、わが國が軍事大国への道を再び歩む危険性すら生じておられます。

そこで、お伺いをしたい。政府のいう自主防衛とは、防衛予算の中にどのように具体化をされたのでしょうか。防衛予算の増額など、量的な拡大をはかることだけが、政府のいう自主防衛の中身

のなか、それとも、質的な面で変更があるのか、あるとすれば、四十五年度の防衛予算案にどのよ

うに具体化されたのか、明確にお答えをいただきたい。

質問の第三点は、自主防衛の前提となるわが国関係についてであります。

すでに政府は、在日米軍基地の自衛隊移管について、積極的な姿勢を示されていますが、われわれとしても、この方向は当然であろうと考えます。しかし、なお、その基本方針ともなるべき在日米軍基地の存在そのものに対する今後の位置づけ並びに整理、移管の方針が明らかにされておりません。米軍基地の今後の取り扱いいかんは、わが國の自主防衛体制の確立と不可分の関係にあることは間違ひありません。すなち、それはわが

国防衛体制のうち、米軍にはどこまでを依存し、

どこまで自主防衛の範囲とするかの問題にはかな

る方針として、すでに幾つかの提案をいたしておりま

す。しかし、時間の関係もござりますので、こ

こではそのうちの一点についてのみ、政府にそれ

を具体化する決意ありやなしやについてお伺いを

したい。

それは自衛隊の質的再編についてであります。

すでにアメリカ、イギリス、カナダ等の諸國に見られるように、いまや防衛体制は陸、海、空とい

う三軍縦割りの防衛体制から、任務別の部隊編成による合理的、効率的な防衛体制へと移っているのが現状であります。しかしながら、わが国は旧軍以来の伝統をそのまま受け継ぎ、三百自衛隊縦割りのまま、しかも三自衛隊のバランスの上に防衛体制が築かれているのがその現状であります。

たゞ、わが國の防空体制一つを見てみます。そこで、わが國の防空体制一つを見てみます。そこで、わが國の防空体制一つを見てみます。そこで、わが國の防空体制一つを見てみます。

それは、このよくな三自衛隊縦割りの防衛体制を改め、三自衛隊の任務別再編を断行し、わが国防衛体制の効率化、近代化を行なうべきであると考えますが、総理並びに防衛府長官の所見を伺いたい

と思います。

質問の第四点は、自主防衛と在日米軍基地との関係についてであります。

すでに政府は、在日米軍基地の自衛隊移管につ

いて、積極的な姿勢を示されていますが、われわれ

としても、この方向は当然であろうと考えます。しかし、なお、その基本方針ともなるべき在

日米軍基地の存在そのものに対する今後の位置づ

け並びに整理、移管の方針が明らかにされておりま

す。しかし、なお、その基本方針ともなるべき在

日米軍基地の存在そのものに対する今後の位置づ

け並びに整理、移管の方針が明らかにされておりま

す。しかし、なお、その基本方針ともなるべき在

日米軍基地の存在そのものに対する今後の位置づ

け並びに整理、移管の方針が明らかにされておりま

す。しかし、なお、その基本方針ともなるべき在

日米軍基地の存在そのものに対する今後の位置づ

け並びに整理、移管の方針が明らかにされておりま

らないからであります。その意味で、政府が自主防衛体制の確立をいわれる以上、この際、米軍基地の今後の取り扱い方針をここに明らかにすべきであると考えますが、総理並びに防衛庁長官の所見をお伺いしたい。(拍手)

質問の第五点は、自主防衛を主、安保を従とする、政府のいうわが国防衛体制は、今後考えられる限り、これを基本として一步も出ないのか、それともそれを乗り越えるビジョンを持ってお伺いをしたい。

官(号)外

官(号)外

政府は、今まで外交方針の重要な柱として國連中心主義を常に口にしてまいりました。また、わが国の防衛に関連して、日米安保条約を乗り越えるものは國連の安全保障機能の充実であることを差し示しております。この見地に立つて、政府の國連に対する今後の取り組み方にについてお伺いをしたい。

この点について、総理は去る三月十三日、大阪での記者会見において、今日の國連のあり方はいまの時勢に合わないと発言をされております。われわれも、旧敵国条項のあるこの國連機構は、確かに再検討すべき点があると考えます。しかし、國連の改組となると、これはわが國一国だけの問題ではおさまらない重大な問題で、しかも慎重な検討を要する問題であります。したがって、ここでは国連改組の詳細ではなく、國連に対する評価と基本姿勢をまずお伺いしたいと思うのであります。

質問の第六点は、自衛力の中心となるべき自衛

隊の定員確保についてであります。

ただいま説明をされました法律案におきまして、自衛官並びに予備自衛官の増加がもぐらまれております。しかしながら、現状の定員すら十分確保できず、現在約二万数千名にも及ぶ欠員が存在する中で、定員のワクだけ拡大していくのはいかがかと思われます。特に昨年末の充足率は九〇%を割り、ここ数年来の最悪の状態となるに至っております。しかも、今後一そろ著しくなる若年労働力不足の状況の中には、定員確保はますます困難となり、現状以上の大幅な欠員が生ずる危険性は、きわめて大といわなければなりません。

こうした情勢の中には、政府は、自衛官の確保についてどのような見通しを持ち、そのため、今後いかなる措置をとろうとしておるのか、明確なる答弁を望むものであります。

以上、六点にわたって御質問を申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 渡辺君にお答えいたします。

國防の基本方針におきまして、米国との安全保

護は、本来みずから國はみずから手で守るといた、最近、國力の充実も著しいので、國の防衛は極力わが國自身の防衛力をもつてこれに当たり、

たゞいま説明をされました法律案におきまして、自衛官並びに予備自衛官の増加がもぐらまれております。しかしながら、現状の定員すら十分確保できず、現在約二万数千名にも及ぶ欠員が存

ておられます。在来から努力を払おうとしているのかをお伺いをしたい。

私は、この際、その一つの手がかりとして、北欧諸国やカナダ等が行なっている國連用待機軍の配備を取り上げたいと思います。すでに御承知のように、カナダ、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン等の諸国においては、志願制度あるいは國防軍の一部をさして國連用待機軍が編成をされ、また、現に國連軍として國連の平和維持活動に具体的な貢献をいたしております。これはまだ國連が本来意図しておらずしたまま設立までの過渡的措置であるというならば、これが、しかし、これだけでも具体的な役割りをりっぱに果たしている事実は、率直に評価すべきであると考えます。わが國としましても、國連中心主義をうたい、また、日米安保は國連の安全保障機能確立までの過渡的措置であるというならば、こうした各国の行なっている活動をどのように評価

ます。

また、國連は、植民地諸国民の宿望にこたえ、その独立のために大きく貢献してきました。さらには、國連が、現在の世界の直面する最大問題の一つである南北問題の解決に積極的に取り組んでいくとともに、周知のとおりであります。

同時に、わが國としては、こうした活動に取り組む決意があるのか、もしあるとすれば、憲法等による法的ネックはあるのかないのか、あわせてお答えを願いたいと思います。

質問の第六点は、自衛力の中心となるべき自衛

隊の定員確保についてであります。

ただいま説明をされました法律案におきまして、自衛官並びに予備自衛官の増加がもぐらまれております。しかしながら、現状の定員すら十分確保できず、現在約二万数千名にも及ぶ欠員が存

ておられます。在来から努力を払おうとしているのかをお伺いをしたい。

私は、この際、その一つの手がかりとして、北欧諸国やカナダ等が行なっている國連用待機軍の配備を取り上げたいと思います。すでに御承知のように、カナダ、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン等の諸国においては、志願制度あるいは國防軍の一部をさして國連用待機軍が編成をされ、また、現に國連軍として國連の平和維持活動に具体的な貢献をいたしております。これはまだ國連が本来意図しておらずしたまま設立までの過渡的措置であるというならば、これが、しかし、これだけでも具体的な役割りをりっぱに果たしている事実は、率直に評価すべきであると考えます。わが國としましても、國連中心主義をうたい、また、日米安保は國連の安全保障機能確立までの過渡的措置であるというならば、こうした各国の行なっている活動をどのように評価

ます。

また、國連は、植民地諸国民の宿望にこたえ、その独立のために大きく貢献してきました。さらには、國連が、現在の世界の直面する最大問題の一つである南北問題の解決に積極的に取り組んでいくとともに、周知のとおりであります。

同時に、國連は、宇宙開発、海底、海洋開発、

あるいは人間環境の問題などの新しい分野における国際協力を進め、未来に生きるべき国際機関たるべきにふさわしい実績をあげております。

どのように、私は、國連は現状においてもな

なかよくやつてきたと思っておりますが、もちろん、われわれといったしましても、現在の国連に決して満足しているものではありません。また、二十五年という歳月の間に、国連の現状と世界の現状との間にひずみが出てきていることも見のがせないところであります。

特に、組織上の問題として、いままお敵国条項の存在は、日本の国民感情から見てもそぐわないものがあります。私は、かかる現実を踏まえて、国連の平和維持機能の強化及び改組を積極的に進めいかなければならないものと、かように考えております。

次に、国連憲章第四十三条规定に触れられました

が、この四十三条に基づく常設的な国連軍が実際には設置されていない現在、いわば次善の策として、カナダや北欧諸国等がいわゆる国連荷機軍といふ制度を持って、国連の平和維持の活動に参加するため、前もって訓練し、待機せしめていることは御承知のとおりであります。また、御指摘になつたとおりであります。かかる制度は、国連の平和維持活動を少しでも円滑に機能せしめるための現実的な考え方と思います。しかし、かかる制度を設定するかどうかにつきましては、わが国としても国内法制上その他の見地からこれを慎重に検討する必要があると、かように考えております。

次に、国際間に紛争が発生した際に、どうすれば平和維持活動を迅速なく効率的に機能せしめる

ことができるか、また、その経費負担をどのように

定めるかといった問題は、国連の平和維持活動特別委員会におきまして審議されております。我が國も平和維持活動特別委員会のメンバーとして、実際的見地から国連の平和維持機能の強化への努力をじみちに行なつてきており、今後とも各國との協力のもとに、かかる努力を忍耐強く継続していく考えでございます。

その他の点につきましては中曾根長官からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) まず、自主防衛が予算にどの程度盛られているかという御質問でござりますが、現在は三次防計画の第四年目に当たりますので、それらの蓄積自体が自主防衛の一

つの有力な力になつておるわけであります。な

お、ことしは特に自衛官の待遇改善、それから自

主開発の予算をかなり大幅にふやしました。

第二に、自衛隊の再編の問題でございますが、三軍統制から任務別編成を考えるといふお話

は、非常に煩聴すべき御論議でもあると思いま

す。これは、戦前、日本の陸軍と海軍がけんかし

た例を見ましても、われわれは真剣に検討を要す

ることは、むしろロスが大きい。それよりも、防

衛厅設置法及び自衛隊法ができるときに、そのよ

うな考慮でいまの法律ができております。

合幕僚会議の設置、あるいは内局による陸海空の

統合、あるいは防衛大学のようなものも三軍の士

官の卵が一緒に生活して、一緒にやらしているわけであります。こういう点も考慮した点であります。

今は居住性、あるいは就職問題等につきまして

も、できるだけの努力をして、日本の若い諸君に

あり、われわれとしては、現状を改良しながら適

応してまいりたいと思います。

次に、在日米軍基地の処理の問題であります

が、元来、防衛といふことはその国の専管事項であります。したがいまして、基地のようなもの

も、当然その国が管轄すべきものなのであります。そういう意味で、自衛隊によつて米軍基地を管理する方向に、先方と協議しながら徐々に、段階的にこれを実行していく。そうして、その上に立つて先方と協議して、これを共同使用にするか、一時使用にするか、ある期間使用させるか等々の態様は、基地基地の状況に応じて実現してまいりたいと考えております。

最後に、定員確保の問題でございますが、私

は、一番大事なことは、自衛官になる人がその使命感を持つことであるだらうと思うのです。そぞういう意味において、次の日本を背負う若者たちが、日本をどうするかといふ使命感を自分で考えていただいて、むしろ積極的に日本を防衛する任務を入れてきていただくように、切にお願いしたいのです。そういう意味において、われわれは青年の皆さんとよく話し合つて、そういう考え方について検討していただきたい

#### 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。建設大臣根本龍太郎君。

〔國務大臣根本龍太郎君登壇〕

○國務大臣(根本龍太郎君) 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の道路整備緊急措置

法に基づきまして、昭和四十二年度を初年度とす

る道路整備五ヵ年計画を策定し、これにより道

路整備事業を推進し、今日まで相当の成果をあげてまいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、道路交通需要は予想をはるかに

上回つて増大しており、これが交通混雑の激化、

交通事故の増大などを招き、経済活動と国民生活に著しい支障を及ぼしていることも事実であります。

す。このため、今後とも増大が予想される道路交通需要に対処するとともに、あわせて国土の総合的な開発と普遍的な利用を確保するため、道路投資の画期的拡大をはかり、道路整備事業をさらに推進することが必要となつてまいりました。

このようないくつかの観点から、政府といしましては、

現行の道路整備五カ年計画を発展的に改定して、昭和四十五年度を初年度とする新たな道路整備五

カ年計画を樹立することとするため、ここに道路整備緊急措置法等の一部を改定する法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、現在実施しております道路整備五カ年計画を改定して、新たに昭和四十五年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定することとしたいたしました。

第二、積雪寒冷特別地域の道路交通の確保に関する現行の計画につきましては、新たな道路整備五カ年計画とあわせて、昭和四十五年度を初年度とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画に改定することいたしました。

第三に、奥地等産業開発道路整備臨時措置法につきまして、同様の理由により、その有効期限を昭和五十年三月三十一日まで延長することいたしました。

その他これに関連いたしまして、道路整備特別会計法の関係規定の整備を行なうこといたしております。

以上が道路整備緊急措置法等の一部を改定する法律案の趣旨でござります。（拍手）

○松浦利尚君登壇

しに次ぐ手直しと、全く計画倒れに終わり、国民をして、政府の計画は願望、希望であつて、具体的な政策ではないとまで言わしめておるのであります。

したがつて、私は、まず、内政の年を主張されると、責任者である総理大臣より明確に国民にお答えをいたさうか。第六次五カ年

計画の達成上たいへん重要な問題でありますから、財源措置はどうなるのでしょうか。第六次五カ年

計画をいただいて、政治の基本姿勢として政府が示されたすべての計画や目標は、それをどのようにして、どのような手段で達成しようとするの

かを国民の前に明らかにし、必ず実現することを約束いただきたいと存じます。（拍手）

それと同時に、今回提案になりました昭和四十

五年度を初年度とする第六次道路五カ年計画は、新全総計画に従つたものであり、年度途中で変更せず、必ず一〇〇%を達成しますと國民にお約束を

していただきたいと存じます。

また、道路、治山、治水、住宅、下水道等の公共事業について五カ年計画を策定し、実施していく

ますが、これらの計画の進捗がいずれも相当おく

れています。総理御自身十分御承知のことと

思ひます。國民の要望にこたえ、法律の規定に基づいて閣議決定した計画の目標が達成されないと

いうことについて、どのような責任を感じておら

れるか、總理の御所見を承りたいと存じます。

（拍手）

さらに、十兆三千五百億の財源については、一

九%と見込まれております。しかし、自動車公債發行額が、たゞ、自動車公債發行額があります。私は、財源

が、たゞ、自動車公債發行額があります。私は、財源

が、たゞ、自動車公債發行額があります。私は、財源

が、たゞ、自動車公債發行額があります。私は、財源

が、たゞ、自動車公債發行額があります。私は、財源

## 官報(号外)

その理由として、五カ年計画が実際には年度ごとの予算編成に災いされて進捗率に支障があつたのか、あるいはその他の理由があつたのでしょうか。事業第五次計画をそのまま延長しても、四十九年には十兆三千五百億という数字が出ます。つまり、予算規模は新たに拡大するのではなくて、第五次計画の延長であり、実際には計画の変更は必要なかつたのではないか。第六次五カ年計画を発足させることは、事業の進捗に対する政府の怠慢を事業規模の拡大によって糊塗し、国民の目をそらすものであります。なぜ計画を変更されたのか、その理由をお伺いいたします。

また、第六次五カ年計画による経済効果は、最終年度の昭和四十九年度末に直接効果は幾らと計測できるのか、明らかにしていただきたいと存じます。

さらに、わが国の道路総延長は約百万キロ、そ

のうち地方道、都道府県道、市町村道の合計は約

九十七万キロと、その大部分を占めています。

しかし、大臣も御承知のとおり、そのうち地方

道、なかんずく市町村道の改良率は一三・四%、

補装率は六・八%と、全くおくれております。一

方では、モータリゼーションの爆發的な進行は地方にも波及しております。私は、高速道路を骨格とする幹線道、地域的な連絡網としての都道府県道との総合交通網体系から見て、生活環境そのものである市町村道の整備を怠がなければならぬと存じます。このアンバランスをどうなさるのか。地方生活圈構想も出されていますが、今後、第六次五カ年計画以降の長期ビジョンを達成するためには、早急に検討すべきであります。御所見を伺いたいと存じます。

同時に、第六次五カ年計画においては、地方単独事業は、旧計画に比し実に二倍をこえる規模にまで急速に拡大されています。現在の著しく立ちおくれておる地方道の整備を促進するために、地方単独事業が大幅に増加されることについて、方異議をさしはさむものではありませんが、一方で、國が計画的に行なうべき一般道路事業の規模が過小に抑えられておるため、國の責任において行なうべき事業の一部を、地方公共団体が単独事業としてその負担を肩がわりして行なうことになるのではないかと存じます。政府は、一般道路事業と地方単独事業のそれぞれの規模を定めるにあ

二年半分を先行取得し、地価の抑制、技術開発と

たって、どのような基本の方針をもつて臨んでおられるのでしょうか、お伺いいたしたいと存します。

また、地方単独事業は、一般道路事業の計画とは全く無関係に、地方公共団体の自主的判断に基づいて実施されるものなのか、あるいは國の計画に即応して効果的に実施されるよう行政指導を行なうのか、見解をお伺いをいたします。

また、高速自動車道の早期完成が望まれておりますが、キロ当たりの建設費は八億七千百万円と、諸外国に比べてたいへん高いコストになつております。高いといわれるアメリカが五億八千万、ドイツ五億一千万、イタリア三億三千万、フランスのところは一億九千万の建設費となつてゐるであります。わが国の場合、その約三割が用地買収費に支出されているわけであります。

最後に、今日の高度経済成長は、国土の全域にわたって地域経済社会を大きく変えたばかりでな

いた方法がとられるべきだ存じますが、大臣はどうに考えられますか。また、建設コストを引き下げる努力によって、従来の有料道路並みの採算性を期待できない国土開発的要素を持った路線にも、有効的な財源措置がとられるべきだと思いますが、その具体的な方策、さらに償還を前提となる政策料金制度等についても見解をお伺いをいたしたいと存じます。

また、直接交通安全行政に携わる国家公安委員長は、急激な自動車の増加に対しても、もはや今日では交通安全教育、交通道徳の発揚だけでは済まされない人命優先の道路行政を重視しなければならないときには來ていると思うのであります。交通安全対策事業の進行状況は、道路行政の中でバランスしておると思われますか、また、第二次五カ年計画を変更する必要はないと判断されますか、お伺いをいたします。

最後に、今日の高度経済成長は、国土の全域にわたって地域経済社会を大きく変えたばかりでな

こうした国土に、道路行政は抜本的な変化を計画的に、かつ合理的に誘導するものでなければならぬと存じます。

各大臣の明快な御答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 松浦君にお答えをいたします。

いまさら申すまでもないことではあります。が、わが国の経済は、競争を基本的原理とするいわゆる自由経済体制であります。政府の計画は、経済社会の活動を厳密に律すると、こういうような性格のものではありません。そのため、従来とかく予想を上回る旺盛な民間の経済活動によりまして、政府の策定した経済見通しをかなり上回る経済成長が続けられてきたことは、御指摘のとおりであります。私は、これまでの経済見通しや長期の経済計画は、いずれも経済政策の基本的方向を示すとともに、民間企業や国民の活動の指針として、それなりに十分役立つたものとは思いますが、計画が実態と大きく乖離することは、決して望ましいと

ころではあります。が、計画作成にあたっては、将来に対する精度を高めるために努力し、計画の実行過程におきましても、計画性の確保について一そう留意してまいりたいと考えます。

また、現在策定中の新経済社会発展計画は、以上意味合において、十分御期待に沿う得るものと考えております。

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 松浦君にお答えをいたしました。

また、各種の公共事業について、策定された計画目標が完全に達成されていないとのおしゃりであります。確かに、今まで一部の事業の進捗が、計画に比べておくれを見ていることは否定できません。そのため、従来とかく予想を

いたしました。確かに、今まで一部の事業の進捗が、計画に比べておくれを見ていることは否定できません。そのため、従来とかく予想を上回る旺盛な民間の経済活動によりまして、政府の策定した経済見通しをかなり上回る経済成長が

きませんが、政府としては、経済事情を勘案し、他の諸施策との均衡をはかりつつ、最善を尽くしてきましたところであり、この間の事情については、ようしく御理解いただきたいと存じます。

第六次道路整備五カ年計画も、十兆三千五百億

は、現行制度を前提とすると相当の財源不足が予想されることは、御指摘のとおりであり、政府としては、四十六年度予算の編成時をめどに、財源調達の方法について慎重に検討してまいりたいと考えております。現段階では、その内容について確たることは申し上げかねますが、明確な財源の裏づけをもつて、計画達成につとめてまいる決意だけを明らかにしておきたいと存じます。

〔国務大臣根本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。

五カ年計画を変更した理由は、これは今まで

の計画が達成できないのを「まかすためではない」ということでもござりますが、さよろではございません。ただいま総理が大綱についてお話ししたところでもございます。

第六次道路整備五カ年計画も、十兆三千五百億という巨額の計画であるだけに、その達成には容易ならざるものがありますが、国土総合開発の基幹的事業として、その達成には十分努力してまいります。

なお、この新道路五カ年計画を遂行するために

の利用規制ではなかろうかと、かように考えます。

いずれにせよ、その影響するところは大きく、かづ、円滑な実効の確保には困難な問題を伴うので、今後の検討課題として慎重に取り組んでまいりたいと考えます。

以上、お答えをいたします。(拍手)

これは過疎過密現象が今日なお続いているのでござります。この道路政策を改定することによりまして、過密の状況からできるだけ地方の産業並びに文化を定着させまして、この現象を軽減するということも一つの目的でございます。

それからもう一つは御承知のように、新しい都市計画法、これができました。これに基づきまして、今度は街路の整備、計画的な宅地開発等も、道路を伴つてこれを実施するということが第一点でござります。

それからもう一つは、現在かなり道路を使うところの車の規格が変わつてしままして、特にコンテナリゼーションと申しますか、コンテナがたいへん多くなりまして、これに適応するところの道路規格をつくるとともに、従来の国道、地方道等も、こういう状況に応じたところの改定をしなければならない、これが一つの事実でございます。

それからもう一つは、本四連絡橋の問題でございます。

なおまた、財源問題について総理からお話をありました。現在は経過地点におけるところの道路需要が非常に大きくなりまして、このために地

方自治体が負担するところの非常な困難性が出てきました。そのために、今回は地方道路公社法をつくりまして、これによつて地方自治体自身が相手に文化を定着させまして、この現象を軽減するという目的でござります。

その次に、道路五ヵ年計画が達成した時点において、今度は街路の整備、計画的な宅地開発等も、道路を伴つてこれを実施するということが第一点でござります。

それからもう一つは、現在かなり道路を使うところの車の規格が変わつてしままして、特にコンテナリゼーションと申しますか、コンテナがたいへん多くなりまして、これに適応するところの道路規格をつくるとともに、従来の国道、地方道等も、こういう状況に応じたところの改定をしなければならない、これが一つの事実でございます。

それからもう一つは、本四連絡橋の問題でございます。

なおまた、財源問題について総理からお話をありました。現在は経過地点におけるところの道路需要が非常に大きくなりまして、このために地

方自治体が負担するところの非常な困難性が出てきました。そのために、今回は地方道路公社法をつくりまして、これによつて地方自治体自身が相手に文化を定着させまして、この現象を軽減するという目的でござります。

その次に、道路五ヵ年計画が達成した時点において、今度は街路の整備、計画的な宅地開発等も、道路を伴つてこれを実施するということが第一点でござります。

それからもう一つは、現在かなり道路を使うところの車の規格が変わつてしままして、特にコンテナリゼーションと申しますか、コンテナがたいへん多くなりまして、これに適応するところの道路規格をつくるとともに、従来の国道、地方道等も、こういう状況に応じたところの改定をしなければならない、これが一つの事実でございます。

それからもう一つは、本四連絡橋の問題でございます。

なおまた、財源問題について総理からお話をありました。現在は経過地点におけるところの道路需要が非常に大きくなりまして、このために地

方自治体が負担するところの非常な困難性が出てきました。そのために、今回は地方道路公社法をつくりまして、これによつて地方自治体自身が相手に文化を定着させまして、この現象を軽減するという目的でござります。

その次に、道路五ヵ年計画において地方道の引き継ぎが非常に多いのではないか。国道、有料道路、一般道路に比較して、地方単独道路が非常にワクが大きい。これは、地方財政の状況からして、国で負担すべきものを地方に転嫁したではないか、このような御指摘でございます。

その次に、道路五ヵ年計画が達成した時点において、どの程度の直接効果が認められるかということがあります。道路が生活並びに生産活動に影響すること非常に大でありまして、この効果を貨幣単位だけで想定することは困難でございます。それが、われわれといたしましては、道路整備による走行費用の節減、その次には時間便益、輸送時間の短縮による便益、こういったものを他の諸国におけるところの計算方法で一応当たつてみておりますと、第六次五ヵ年計画達成時における試算によりますれば、年間おおむね一兆六千億程度の利益がなされる、こう見られております。したがいまして、完成後約十年間で、これに投資した金額が十分に回収される、こういうふうに算定をしておる次第でございます。

その次に、日本道路の計画を、地方自治体だけにまかしておるではないか、もうとこれは交通全体の体系的な観点から、政府も適当なる行政指導をすべきではないかといふような御指摘であります。そのとおりでございます。その意味になりますが、そのとおりでございます。その意味におきまして、御承知のように、生活圈構想なるものをおきまして、御承知のように生活圈構想なるものを出しました。この生活圈構想は、都市の過疎過密の問題をもあわせ解決するために、各都市を中心とするところの道路網を整備しようとするものでございます。これにつきましては、従来各町村が単独でやつたことに對して十分なる行政措置を

講じようとするものでございます。

その次に、道路五ヵ年計画において地方道の引

り継ぎが非常に多いのではないか。国道、有料道路、一般道路に比較して、地方単独道路が非常にワクが大きい。これは、地方財政の状況からして、国で負担すべきものを地方に転嫁したではないか、このように、どういう諸点を総合判断して、

当の財源を自主的に得て、しかも道路整備をはかるというような、こういう諸点を総合判断して、

このよう

の先行取得について、地方自治体に土地基金制度を設けまして、先行投資等をやることによって、この弊害となるべく軽減してまいりたい、かよう

に感する次第でございます。(拍手)

【国務大臣荒木萬壽夫君登壇】

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 松浦さんにお答えします。

第一点は、第六次道路五ヵ年計画にあわせて第二次交通安全施設設計計画を手直しする考え方はないか

というお尋ねであります。

御指摘の第二次交通安全施設設計計画とは、昭和十四年度から昭和四十六年度に至るまでの三ヵ年にわたる交通安全施設の緊急整備計画をさすものと考えますが、警察といたしましては、その後の交通事情の著しい悪化と今後の見通しを勘案した場合、三ヵ年計画のみでは十分ではないと考えまして、昭和五十年度を目標年度とする長期の交通安全対策を策定し、交通事故の防止に成果をあげるべく努力しているところであります。

第二の点は、道路計画は進んでいるが、交通安全施設は進んでいない、この点について人命尊重の立場からどう考えるかといふお尋ねであります

す。今日のごとき自動車時代におきましては、道

路は、自動車が安全かつ円滑に走り得る道路でなければならず、また同時に、歩く人が自動車にはねられることなく、安心して歩くことのできる道

路でなければならないのであります。この観点からわが国の現状をながめますとき、残念ながら整備不十分なところが少なくないのであります。し

たがいまして、私は人命尊重の立場から、道路の整備と並行して、道路交通の安全と円滑をはかるための諸施設、たとえば歩道やガードレールのほか、信号機その他の交通管制施設、道路標識等も

当然に整備していくなければならないと考えているのであります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

#### 出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 栄作君

外務大臣 愛知 摶一君

運輸大臣 福田 赴天君  
建設大臣 橋本登美三郎君

國務大臣 荒木萬壽夫君

國務大臣 中曾根康弘君

國務大臣 山口 敏夫君

國務大臣 川崎 秀二君

國務大臣 中山 利生君

國務大臣 山口 敏夫君

國務大臣 川崎 秀二君

國務大臣 中山 利生君

國務大臣 東中 光雄君

國務大臣 谷口善太郎君

國務大臣 中山 利生君

國務大臣 東中 光雄君

國務大臣 谷口善太郎君

國務大臣 中山 利生君

國務大臣 東中 光雄君

り理事を補欠選任した。

理事 竹本 孫一君(理事水末英一君昨二十

五年理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

#### 内閣委員

辞任 補欠

中山 利生君 砂原 格君

山口 敏夫君 川崎 秀二君

東中 光雄君 谷口善太郎君

川崎 秀二君 山口 敏夫君

砂原 格君 中山 利生君

谷口善太郎君 東中 光雄君

地方行政委員 辞任 補欠

青柳 盛雄君 小林 政子君

小林 政子君 青柳 盛雄君

#### 出席政府委員

##### 出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

総理府総務副長 渥 徹郎君

防衛庁長官官房 島田 豊君

防衛施設庁長官 山上 信重君

通商産業政務次 小宮山重四郎君

長官官房 島田 豊君

防衛施設庁長官 山上 信重君

通商産業政務次 小宮山重四郎君

長官官房 島田 豊君

防衛施設庁長官 山上 信重君

通商産業政務次 小宮山重四郎君

#### 法務委員

辞任 補欠

中尾 栄一君 上村千一郎君

中村 梅吉君 中山 正暉君

#### 午後四時三十九分散会

##### ○朗読を省略した議長の報告

###### (理事補欠選任)

一、昨二十五日、大蔵委員会において、次のとお



## 議院運営委員

辞任

補欠

柳田 秀一君

柳田 秀一君

角屋堅次郎君

角屋堅次郎君

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

不破 哲三君 林 百郎君  
不破 哲三君 林 百郎君

（議案提出）  
（議案受領）  
（条約受領）  
（条約付託）

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律案  
建設業法の一部を改正する法律案  
沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対する法律案  
許可、認可等の整理に関する法律案

おりである。

れた次の議案を受領した。

林業種苗法案

予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

不破 哲三君 林 百郎君  
不破 哲三君 林 百郎君

（議案提出）  
（議案受領）  
（条約受領）  
（条約付託）

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
地方税法の一部を改正する法律案（阪上安太郎君外五名提出）

一、去る二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。  
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
予算委員会に対する法律案

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

不破 哲三君 林 百郎君  
不破 哲三君 林 百郎君

（議案提出）  
（議案受領）  
（条約受領）  
（条約付託）

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
所得税に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第九号）  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第一〇号）  
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とザンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第一一〇号）  
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

（予）

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

不破 哲三君 林 百郎君  
不破 哲三君 林 百郎君

（議案提出）  
（議案受領）  
（条約受領）  
（条約付託）

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
衛生検査技師法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

（予）

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

不破 哲三君 林 百郎君  
不破 哲三君 林 百郎君

（議案提出）  
（議案受領）  
（条約受領）  
（条約付託）

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
海上運送法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

（予）

一、昨二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

不破 哲三君 林 百郎君  
不破 哲三君 林 百郎君

（議案提出）  
（議案受領）  
（条約受領）  
（条約付託）

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。  
交通安全基本法案（久保三郎君外四名提出、衆

法第一〇号) 交通安全対策特別委員会 付託	以上二件 内閣委員会 付託
一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地方税法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外五名提出、衆法第一一号)	一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 地方税法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外五名提出、衆法第一一号)
地方行政委員会 付託 (議案送付)	林業種苗法案(内閣提出第一〇一号)(予)
日本私学振興財團法案(内閣提出第五九号)	農林水産委員会 付託 (議案送付)
衛生検査技師法の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)	一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 次の一とおりである。
社会労働委員会 付託 海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)	一、去る二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 次の一とおりである。
運輸委員会 付託 第九七号)	一、去る二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 次の一とおりである。
社会労働委員会 付託 勤労青少年福祉法案(内閣提出第九八号)(予)	一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 勤労青少年福祉法案(内閣提出第九八号)(予)
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特 別措置に関する法律案	一、去る二十四日、内閣から衆議院議員春日一幸君提出宗教団体の政治的中立性の確保等に関する質問に対し、重要な問題を含んでいるので慎重な検討を要するため、昭和四十五年四月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
空港整備特別会計法案	5 一両の自動車について重複する二以上の責任保険の契約が締結されている場合であつても、支払われる保険金は、一契約分と同様とする。
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案	4 農業協同組合等が行なう責任共済事業によつて負う共済責任の六割を政府が保険することとする。
自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案	6 施行期日は、昭和四十五年十月一日とする。
律案(内閣提出)に関する報告書	二 議案の要旨及び目的
第一〇一号)	三 議案の可決理由
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律案(内閣提出第九九号)	本案は、最近における自動車数の激増とともに
許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第一〇二号)	なく自動車事故による被害者の増加と、自動車損害賠償保障制度発足以来の社会情勢の変化にかんがみ、本制度の改善を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。
昭和四十五年三月二十六日 衆議院会議録第十三号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書	交通基本法(久保三郎君外四名提出)

本案は、自動車損害賠償保障制度の改善を図るための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度自動車損害賠償責任再保険特別会計予算に、一億三千九百二十五万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十五年三月二十四日

運輸委員長 福井 勇

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

経済及び技術協力のため必要な物品の外国  
政府等に対する譲与等に関する法律の一部  
を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の要旨及び目的

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

自動車事故による被害者の激増にかんがみ、自動車損害賠償責任保険制度の適正かつ円滑な運営を確保する必要がある。よつて、政府は、次の事項を積極的に推進すべきである。

一 自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、利用者の保険料負担を必要最小限にとどめ、すみやかに、治療費支払等の適正

化に努める」と。

二 被害者保護の充実を図るとともに運転者責任を確保するため、免許証保険の導入について検討すること。

三 急速な自動車の普及、発達及び交通戦争激化のすう勢にかんがみ、責任保険が客観状勢の変化に対処しうるよう、自動車損害賠償責任保険審議会の委員構成、所管等について再検討すること。

三 急速な自動車の普及、発達及び交通戦争激化のすう勢にかんがみ、責任保険が客観状勢の変化に対処しうるよう、自動車損害賠償責任保険審議会の委員構成、所管等について再検討すること。

### 二 議案の可決理由

開発途上にある外国政府等に対する経済及び技術協力を効果的に実施するための適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十五年度一般会計において外務省所管の経済及び技術協力費として約百十七億三百万円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年三月二十五日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

経済及び技術協力のため必要な物品の外国

政府等に対する譲与等に関する法律の一部  
のとおり改正することとしている。

一 政府は、物品のほか、船舶、建物等についても、譲与又は時価よりも低い対価で譲渡することができる」ととする」と。

二 政府は、国際連合又はその専門機関以外の

国際機関に対しても、物品等を譲与又は時価

よりも低い対価で譲渡することができることとする」と。

### 三 この法律は公布の日から施行すること。

### 二 議案の可決理由

開発途上にある外国政府等に対する経済及び技術協力を効果的に実施するための適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十五年度一般会計において外務省所管の経済及び技術協力費として約百十七億三百万円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年三月二十五日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

経済及び技術協力のため必要な物品の外国

政府等に対する譲与等に関する法律の一部  
のとおり改正することとしている。

一 政府は、物品のほか、船舶、建物等についても、譲与又は時価よりも低い対価で譲渡する

ことができる」ととする」と。

二 政府は、国際連合又はその専門機関以外の

を改正する法律案に対する附帯決議

政府は海外経済、技術協力を進めるにあたっては、全世界的視野に立ち、平和に徹し、共栄の実

をあげるよう、発展途上国の自主性を尊重し、そ

とすること。

大を期することを基本として、次の諸点についての経済の成長、技術の向上等を通じ国民所得の増大を期することを基本として、次の諸点についての実現を図るべきである。

その実現を図るべきである。

記

### 二 議案の可決理由

長期的な視野に立つて海外経済、技術協力を推進するとともに、あわせて譲与等を行なうこと

ができる物品等の範囲の拡大に努めること。  
一 海外からの研修生、留学生等の政府ベースでの受入れを拡大するとともに、その受入れ体制及び内容の充実を図ること。

一 海外経済協力の推移をたえずまもり、アフターケアの一万余を期すること。

昭和四十五年三月二十五日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加

盟に伴う措置に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出)に関する報告書

政府等に対する譲与等に関する法律の一部

のとおり改正することとしている。

一 議案の要旨及び目的

国際通貨基金及び国際復興開発銀行の両機関に対する追加出資に応じるため、次のとおり改正するものである。

1 政府は、基金に対しては四億七千五百万ドル(邦価換算一千七百十億円)、銀行に対しては一億五千四十万ドル(邦価換算九百一億四千四百万円)の追加出資をすることができる

こととする。

この結果、出資額合計は、基金十一億ドル、銀行十億二千三百万ドルとなる。

2 政府は、基金に対し、外為会計の負担において出資することができる」とする。

3 政府は、基金に出資するため、外為会計の負担において、基金通貨代用証券を発行することができる」とし、出資した基金通貨代用証券につき基金より償還の請求を受けたときは、日本銀行に対し、その買取りを命ずることができる」ととする。

また、政府は、基金通貨代用証券により基金の保有する本邦通貨を取得することができることとする。

4 大蔵大臣は、外為会計の負担において、日

本銀行に対し基金に対する貸付けに係る債権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができる」とととする。

5 その他、外為会計法等について所要の規定の整備を行なう。

二 議案の可決理由

この二つの国際機関の増資は、国際流動性の増強と発展途上国に対する開発援助に寄与する

とともに、わが国経済の発展にも多大の貢献をすることとなるので、本案は、適切妥当な措置

であることを認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に要する経費

国際通貨基金への出資額一千七百十億円のうち、金で払い込む四百一十七億五千万円と現金で払い込む十七億一千円の合計額四百四十四億六千万円を限り、昭和四十五年度において、外為会計の積立金から外國為替資金に組み入れることとして、地金購入取扱費として一億一千五百九十五万六千円を計上している。

また、国際復興開発銀行への出資額九百一億四千四百万円のうちドルで払い込む九億百四十

四万円と円現金で払い込む八千百十三万円の合計額九億八千二百五十七万円は一般会計に計上されている。

右報告する。

昭和四十五年三月二十五日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

物について、工事計画の認可及び使用前検査を行なうこととする。

(2) 一定のガス工作物については定期検査を行なうこととする。

(3) 一般ガス事業者に保安規程の届出義務を課す。

### ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、公共の安全確保、消費者保護の見地からガスによる災害の防止と使用者の利益増進

を図るため、一般ガス事業及びその工作物に関する保安規制の強化、ガス用品の製造及び販売の規制、並びに液化石油ガスを導管により供給する事業を簡易ガス事業として規制する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 一般ガス事業者に対する保安規制の強化

(1) 通商産業大臣は、ガス発生設備、主要等

管等一般ガス事業の遂行上重要なガス工作

#### 2 ガス用品の取締まり

(1) 都市ガス用のガス用品について、指定検定機関による検定制及び製造事業者の登録

(2) 檢定に合格した旨の表示または、登録製

造事業者が附した表示のないガス用品は販売してはならないものとする。

(3) ガス事業者に対し、消費機器の設置及び使用の方法については、技術基準に適合しているかどうかを調査する義務を課す。

3 簡易ガス事業に関する規制

(1) 液化石油ガス等小規模導管供給事業のうち、供給地点の数が七十以上のものを簡易

ガス事業として、公益事業規制を行なうこと

ととする。

(2) 簡易ガス事業を営むとする者は、供給地点群ごとに通商産業局長の許可を受けることとする。

なお、一般ガス事業者が供給区域内で行なう簡易ガス事業については、これを一般ガス事業とみなし、ガス工作物の設備変更許可を受けることとする。

(3) 一般ガス事業者の供給区域内で適切かつ確実なガスの供給計画がある地域に係る簡易ガス事業の申請については、一般ガス事業と所要の調整を図ることとする。

(4) その他、事業開始義務、供給義務、供給規程の認可、技術基準適合義務等一般ガス事業に準じた規制を加えることとするが、手続等について簡素化する。

なお、一般ガス事業の許可基準のなかに、技術的能力の必要性、ガス事業の計画の実施が確実であること等を加え、一般ガス事業の規制を強化することとする。

#### 4 地方ガス事業調整協議会の設置

この法律による権限事項のほか、通商産業

局長の諸間に応じガス事業の開始に係る紛争

の処理、その他のガス事業者の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議し、さらに必要な措置を講ずべきである。

要と認める事項を通商産業局長に建議するため、通商産業局に地方ガス事業調整協議会をおくるものとする。

#### 5 施行期日

本法は、公布の日から起算して六月をこえたない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 二 議案の可決理由

本案は、ガスの普及が著しい現状にかんがみ、ガスの使用者の利益の増進とガスによる災害の防止とを図るために、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附すことに決した。

昭和四十五年三月二十四日

商工委員長 八田 貞義

衆議院議長 舟田 中殿

〔別紙〕

ガス事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 最近におけるガス事故頻発の実情にかんがみ、ガス工作物に対する許認可、諸検査並びに改善命令等を厳重に実施し、導管工事等に伴う監督、指導を強化するとともに地下鉄、水道等他工事におけるガス事業者の責任体制を明確にすること。

二 一般ガス事業者の供給区域を早急に再検討することともに、みなし一般ガス事業の開始の許可にあたつては、必要最小限に止め、かつ、速やかに一般ガス事業本業の供給形態に切り替えるよう指導すること。

三 ガス事業に関する許認可及び変更等があつた場合は、消費者の利益保護の見地から一般に周知徹底せしめること。

四 液化石油ガスの取引の適正化、保安の確保を

ける成分分析の表示等について、強力に指導するとともに、中小ガス事業者並びに液化石油ガス販売業者に対して金融、税制上の特別措置（液化石油ガス販売業者に対する近代化促進法の業種指定を含む）を講ずるよう努めること。

あたつては、公正を期し、消費者の意見が十分反映するよう配慮すること。

五 地方ガス事業調整協議会の構成並びに運用にあたつては、公正を期し、消費者の意見が十分反映するよう配慮すること。

六 中央及び地方のガス行政担当機構及び人員の整備拡充を早急に実現するよう特段の配慮を行なうこと。

## 衆議院会議録第十一号中正誤

ペシ 段行 誤 正  
 二三 三〇) (承諾を求める  
 件) の(承諾を求める  
 件)

## 衆議院会議録第十二号「中正誤」

ペシ 段行 誤 正  
 二五 四三 共同声明 「共同声明  
 二六 一四 國連の 國連が  
 二七 二三 備蓄米 備蓄米  
 二八 三一 刺激で 刺激型で  
 二九 三四 増額 意味  
 三〇 三四 意見  
 一四 二三 第十一号の正誤表を削る。

明治三十五年三月三十日  
種類便物證可日

昭和四十五年三月二十六日  
衆議院会議録第十三号

三九八

定価一部四十円  
(配送料込)

発行所

大藏省印刷局  
東京五八二四四二一(大代)

東京都港区赤坂葵町二番地  
郵便番号一〇七